

第二期
島本町子ども・子育て支援事業計画
(最終案)

令和2（2020）年3月

島 本 町

はじめに

島本町では、平成 27 年 3 月に『島本町子ども・子育て支援事業計画』を策定し、子ども・子育てに関する取組を総合的に推進してきました。このたび、令和元年度で計画期間が満了となるため、第一期計画を推進する中で浮き彫りとなった課題や新たな時代のニーズに見合った施策を展開し、安心して子どもを産み育てられ、子どもの健やかな成長と自立を支援するまちの実現を目指して、新たに『第二期島本町子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。

全国的に少子高齢化が進む昨今、子育てをめぐる環境も目まぐるしく変化を続けており、国においては、平成 27 年の子ども・子育て支援新制度の施行後、「待機児童解消加速化プラン」及び「子育て安心プラン」に基づく保育の受皿の整備や、幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量的拡充と質の向上等が推進されてきました。さらに、令和元年 10 月には幼児教育・保育の無償化が始まり、子育て支援を取り巻く状況は、日々改善が重ねられています。

本町におきましては、住宅開発等によって人口が増加しているところではありますが、これに伴う就学前児童の増加に対応した保育基盤の整備及び待機児童の解消が喫緊の課題となっています。これに対し、「島本町保育基盤整備加速化方針」に基づいて整備事業を展開しており、本計画の実施期間中に待機児童が解消される見込みとなっており、保育の質の維持・向上に努めているところです。

本計画では、あらゆる状況に置かれている子どもを分け隔てなく支援し、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支えることで、全ての子どもが健やかに成長できる環境整備をより一層促進してまいります。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり御尽力いただきました島本町子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメント等を通じまして貴重な御意見を頂きました住民の皆様及び関係者の皆様に対しまして、心からお礼を申し上げます。

令和 2 年 3 月

島 本 町
島本町教育委員会

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題	3
1 既存・統計データからみる状況	3
2 現行計画の進捗状況	11
3 アンケート調査結果の概要について	16
4 第一期計画の主な取組の評価	27
5 課題のまとめ	36
第3章 計画の基本的な考え方	38
1 基本理念	38
2 基本的な視点	38
3 基本目標	39
4 重点施策の設定	41
5 施策の体系	42
第4章 量の見込みと提供体制	43
1 子ども・子育て支援法 法定必須記載事項について	43
2 教育・保育の提供区域	44
3 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制	44
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	46
第5章 施策の展開	51
1 質の高い教育・保育や子ども・子育て支援の充実	51
2 全ての子どもが健やかに育つための切れ目のない支援	53
3 生きる力を育む、教育環境づくり	57
4 みんなで子育てを見守り、支え合う地域社会の構築	59
5 安全で安心して子育てができる環境の整備	62
6 支援が必要な子どもや家庭に優しい環境づくり	65
第6章 計画の推進に向けて	69
1 子ども・子育て支援の推進に向けた考え方	69
2 推進体制の充実	69
3 計画の点検と評価	70
資料編	71
1 計画の策定経過	71
2 島本町執行機関の附属機関に関する条例（抜粋）	72
3 島本町子ども・子育て会議規則	73
4 島本町子ども・子育て会議委員名簿	75
5 島本町子ども・子育て支援事業計画調整会議設置要綱	76
6 用語集	78

第 1 章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

わが国の子ども・子育て支援においては、進行する少子化に対応するため、様々な取組が進められています。近年では、女性の社会進出が進み、待機児童の慢性的な発生が課題となるなど、低年齢児からの保育ニーズの高まりも顕著となっています。また、核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化により、子育て家庭が気軽に身の回りの人々から子育てに関する助言や支援を得ることが困難になっていることや、ライフスタイルの変化等により、課題が一層複雑・多様化していることなど、子育てをめぐる地域や家庭の状況は、変化し続けているといえます。

国では、少子化対策を総合的に進めるため、平成 15 年に次世代育成支援対策推進法を制定し、次世代を担う子どもたちの育成を支援するための様々な事業を展開してきました。しかし、依然として出生数の減少が続いていたことから、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法を制定し、子ども・子育てに関する新たな支援制度が構築されました。

また、平成 28 年 6 月に児童福祉法が改正され、子どもが保護の対象から権利の主体へと、法の理念が大きく変わり、児童虐待の発生予防や虐待発生時の迅速かつ的確な対応が明確化されました。

さらに、平成 31 年 2 月には、重要な少子化対策の 1 つとして掲げられた、幼児教育・保育の無償化を実施するための子ども・子育て支援法改正案が閣議決定されました。幼児教育・保育の無償化は、幼児教育の負担軽減を図ることで、全ての子どもたちに質の高い教育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的としています。

島本町（以下「本町」という。）では、平成 27 年 3 月に『島本町子ども・子育て支援事業計画』を策定し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、子ども・子育てに関する施策を総合的に推進してきました。

このたび、『島本町子ども・子育て支援事業計画』が、令和元年度で計画期間が満了となることに伴い、近年の社会潮流や本町の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、全ての子どもが健やかに育ち、また、安心して子どもを産み育てることができるよう、『第二期島本町子ども・子育て支援事業計画』（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」（以下「基本指針」という。）を踏まえて策定する、子ども・子育て支援に係る総合的な計画です。

【子ども・子育て支援法(第六十一条)】

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法(第八条)】

市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

3 計画の期間

本計画は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を計画期間として設定します。



第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 既存・統計データからみる状況

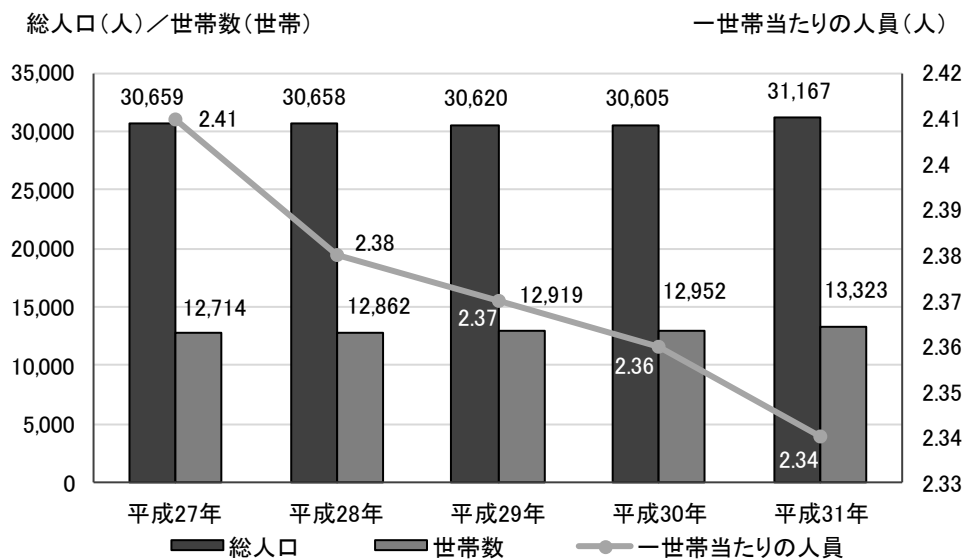
(1) 人口等の動向

① 人口と世帯数の推移

本町の人口の近年の推移をみると、世帯数は年々増加傾向にある中で、人口は、平成30年度当初までは緩やかな減少傾向がみられましたが、令和元年度当初には、住宅開発の影響により、増加に転じています。

一世帯当たりの人員に関しては、減少傾向が続いています。

■ 総人口と世帯数、一世帯当たりの人員の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

② 自然・社会増減の推移

本町の自然・社会増減の推移をみると、人口動態としては、平成 29 年度までは減少傾向にありましたが、平成 30 年度に増加に転じています。

これは、住宅開発に伴う、転入者の大幅な増加によるものです。

■人口動態の推移

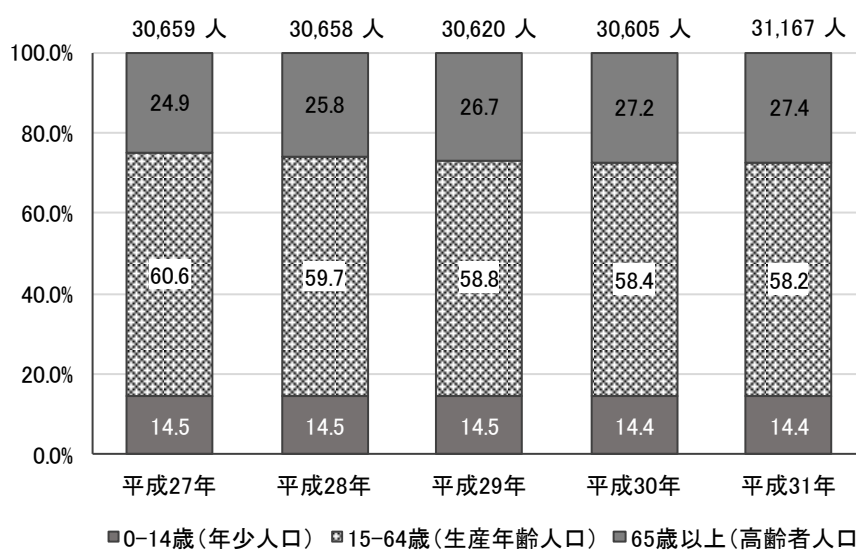
単位：人

	自然増減		社会増減		人口動態		
	出生	死亡	転入	転出	自然増減	社会増減	総数
平成 26 年度	263	235	1,004	1,093	28	△ 89	△ 61
平成 27 年度	274	232	1,076	1,123	42	△ 47	△ 5
平成 28 年度	258	254	1,029	1,078	4	△ 49	△ 45
平成 29 年度	263	268	1,066	1,075	△ 5	△ 9	△ 14
平成 30 年度	232	266	1,693	1,106	△ 34	587	553

③ 人口構造の変化

本町の年齢 3 区分別人口構成の推移をみると、「生産年齢人口」の割合は減少傾向にある一方、「高齢者人口」の割合は増加傾向となっています。「年少人口」については、横ばいで推移しています。

■年齢 3 区分別人口の推移



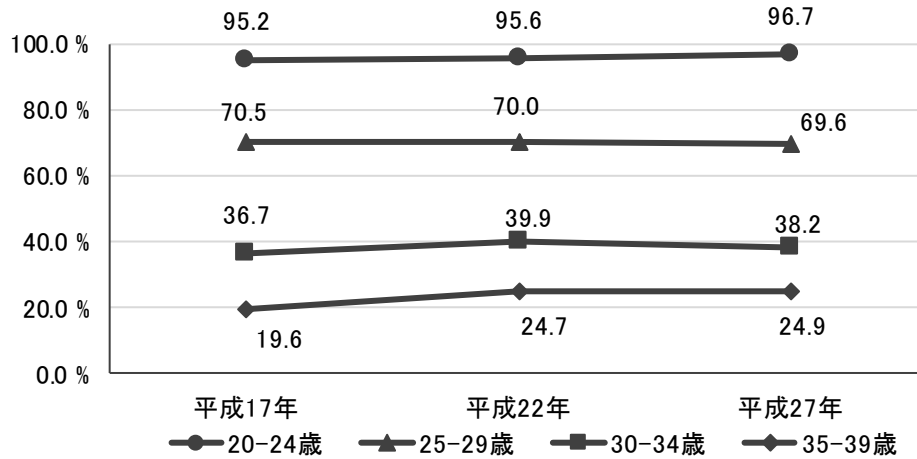
資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日）

※グラフ上部の数字は人口の総数

④ 未婚率の状況

未婚率は、「25-29歳」については、ほぼ横ばいですが、その他の年齢区分では、増加傾向にあります。特に、「35-39歳」については、平成17年と比較して5.3ポイント高い24.9%となっています。

■ 未婚率の推移

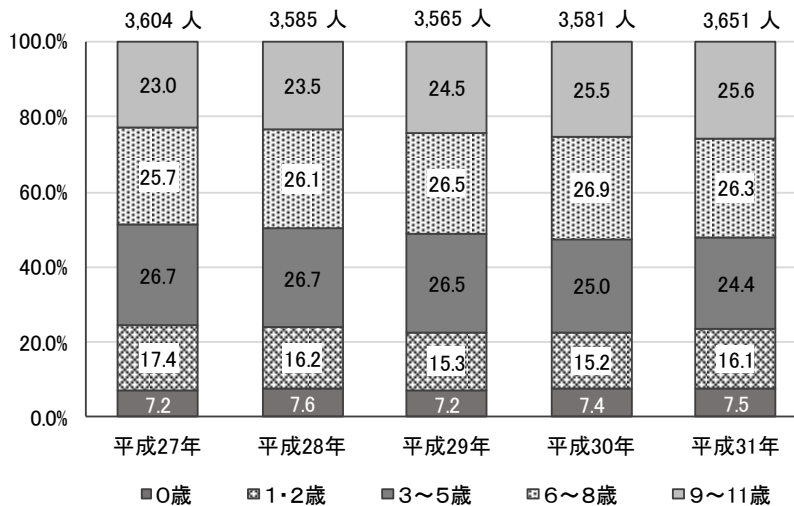


資料：国勢調査

⑤ 児童数の推移

本町の0～11歳までの児童数の推移をみると、児童数は、平成27年から平成29年にかけて緩やかな減少となっていますが、平成30年以降増加に転じ、平成31年で3,651人となっています。年齢別の構成比率は、6歳以降の小学校就学児童数が増加しています。

■ 12歳未満の年齢階級別児童数



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

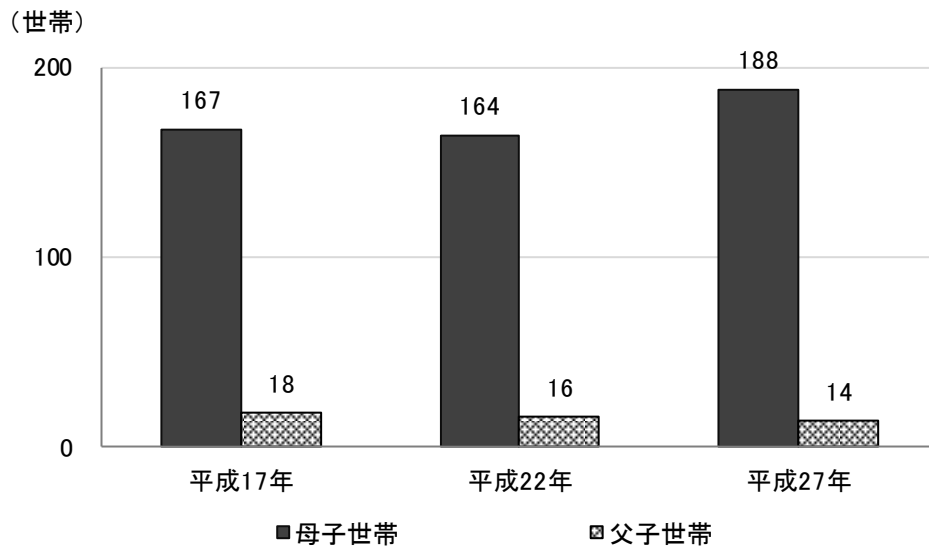
※グラフ上部の数字は人口の総数

(2) 世帯・就労の動向

① ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯数については、平成17年及び平成22年の母子世帯は160世帯台で推移していましたが、平成27年は、188世帯と増加しています。一方、父子世帯は、減少傾向にあります。

■ひとり親世帯数の推移



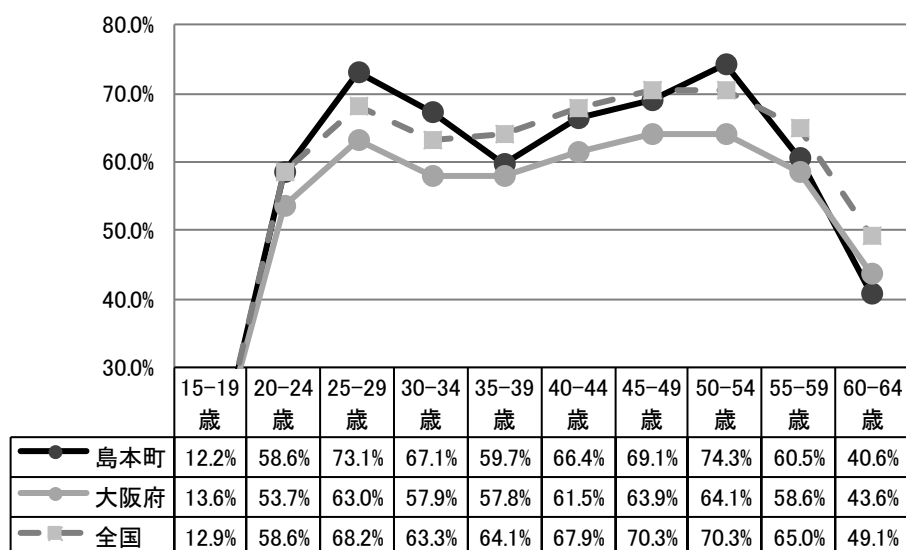
資料：国勢調査

② 就労の動向

平成 27 年における女性の年齢階層別就業率は、20 歳代後半から 30 歳代前半までは国や府よりも高い割合となっていますが、「35-39 歳」では、全国の 64.1%よりも低く、59.7%となっています。

また、国が推進する「25-44 歳女性の就業率 80%」については、本町と国の就業率は 65.9%と、同様の値となっています。

■女性の年齢階層別就業率の比較（大阪府・全国）



資料：国勢調査（平成 27 年）

■25-44 歳女性の就業率

単位：人、%

	女性人口	女性就業者数	就業率
島本町	3,876	2,553	65.9
大阪府	1,153,010	692,666	60.1
全国	15,690,181	10,344,404	65.9

(3) 保育所等・幼稚園、小・中学校の状況

① 保育所等の児童数

保育所及び小規模保育事業所（以下「保育所等」という。）は、公立が2か所、私立が7か所（うち小規模保育事業所4か所）の合計9か所あり（※令和元年度10月1日時点予定）、入所児童数は、平成26年度の666人から平成30年度の745人と、79人増加しており、いずれの年も、総人員は総定員を大きく超過している状況となっています。

年齢別児童数については、2歳児以上がこの5年間で10%以上増加しており、特に増加傾向が顕著です。

■ 保育所等の児童数

単位：か所、人

	平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	公立	私立	合計	公立	私立	合計	公立	私立	合計
保育所等数	2	2	4	2	2	4	2	3	5
入所児童数	413	253	666	396	310	706	393	325	718
定員	270	350	620	270	350	620	270	362	632

	平成29年度			平成30年度		
	公立	私立	合計	公立	私立	合計
保育所等数	2	4	6	2	4	6
入所児童数	389	355	744	373	372	745
定員	270	374	644	270	374	644

■ 保育所等の年齢別児童数

単位：人

	平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	公立	私立	合計	公立	私立	合計	公立	私立	合計
0歳児	47	43	90	44	36	80	40	27	67
1歳児	66	46	112	64	55	119	59	52	111
2歳児	71	42	113	69	64	133	75	65	140
3歳児	65	42	107	76	61	137	76	69	145
4歳児	81	41	122	63	52	115	73	62	135
5歳児	83	39	122	80	42	122	70	50	120
合計	413	253	666	396	310	706	393	325	718

	平成29年度			平成30年度		
	公立	私立	合計	公立	私立	合計
0歳児	36	35	71	27	35	62
1歳児	60	55	115	56	60	116
2歳児	71	67	138	66	66	132
3歳児	82	65	147	78	69	147
4歳児	68	71	139	78	69	147
5歳児	72	62	134	68	73	141
合計	389	355	744	373	372	745

資料：島本町統計書（各年度3月1日現在）

② 保育所等の待機児童数

待機児童数（保留児童を含む。）は、この2年間で、33人増加しています。

■保育所等の待機児童数

単位：人

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
待機児童数	66	81	96
保留児童数	23	13	26
合計	89	94	122

資料：島本町資料（各年度3月1日）

③ 幼稚園の児童数

幼稚園は、公立1園、私立1園の合計2園があり、児童数は、平成26年度の397人から令和元年度の348人と、減少傾向にあります。

■幼稚園の児童数

単位：人

	公立		私立	合計
	第一幼稚園	第二幼稚園	山崎幼稚園	
平成 26 年度	139	99	159	397
平成 27 年度	115	105	184	404
平成 28 年度	118	90	210	418
平成 29 年度	115	61	199	375
平成 30 年度	120	33	190	343
令和元年度	156		192	348

資料：島本町統計書（各年度5月1日）

※町内在住者のみ

④ 小学校の児童数

小学校の児童数については、第四小学校の児童数が年々増加しており、平成26年度の376人から令和元年度は597人と、221人増加しています。第一小学校及び第二小学校はほぼ横ばいで推移し、第三小学校は年々児童数が減少しています。

■小学校の児童数

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
第一小学校	369	366	359	367	372	376
第二小学校	567	538	538	542	542	564
第三小学校	420	412	393	388	378	341
第四小学校	376	431	472	502	564	597
合計	1,732	1,747	1,762	1,799	1,856	1,878

資料：島本町統計書（各年度5月1日）

⑤ 中学校の生徒数

中学校の生徒数は、第二中学校で平成 29 年度にかけて生徒数の増加がみられましたが、平成 30 年度に減少に転じています。また、第一中学校では平成 29 年度まで減少傾向がみられましたが、平成 30 年度以降、増加しています。

■ 中学校の生徒数

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
第一中学校	374	326	329	327	346	363
第二中学校	385	441	439	453	399	402
合計	759	767	768	780	745	765

資料：島本町統計書（各年度 5 月 1 日）

2 現行計画の進捗状況

(1) 教育・保育の提供状況

① 1号認定

公立幼稚園の児童数は、平成 27 年度の 220 人から平成 30 年度の 153 人へと減少傾向にあります。

私立幼稚園・認定こども園の児童数と合わせて、1号認定の児童数は、平成 30 年度にかけて減少傾向にあります。

■ 1号認定の児童数

単位:人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
公立幼稚園	220	208	176	153	156
私立幼稚園・ 認定こども園	2	2	5	3	7
合計	222	210	181	156	163

資料：島本町事務事業成果報告書ほか（各年度 5 月 1 日）

② 2号認定

2号認定の児童数は、年々増加傾向にあり、平成 30 年度で 435 人と、平成 27 年度と比較して 61 人多くなっています。

■ 2号認定の児童数

単位:人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
保育所	374	400	420	435

資料：島本町事務事業成果報告書（各年度 3 月 1 日）

③ 3号認定（0歳児）

3号認定のうち0歳児の児童数については、保育所の在籍児童数が減少傾向にあります。

小規模保育事業所は、平成28年度及び平成29年度に各1か所、令和元年度に新たに2か所開園し、現在町内に4か所あります。

■ 3号認定（0歳児）の児童数

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保育所	80	63	63	54
小規模保育事業所	1	4	8	8
合計	81	67	71	62

資料：島本町事務事業成果報告書（各年度3月1日）

④ 3号認定（1・2歳児）

3号認定のうち1・2歳児の児童数については、保育所の在籍児童数が緩やかな減少傾向となっており、平成30年度で232人となっています。また、小規模保育事業所は、3号認定の0歳児と同様、令和元年度までに4か所が開園し、多くの児童数を受け入れています。

■ 3号認定（1・2歳児）の児童数

単位：人

年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保育所	252	243	237	232
小規模保育事業所	1	8	16	17
合計	253	251	253	249

資料：島本町事務事業成果報告書（各年度3月1日）

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供状況

①時間外保育事業（延長保育）

時間外保育事業（延長保育）の実利用者数は、平成 28 年度に 219 人と利用者の少ない年度がありましたが、おおむね 300 人台半ばでの推移となっています。

■時間外保育事業の実施状況

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実利用者数	352	219	379	379

資料：島本町資料

②放課後児童健全育成事業（学童保育室）

放課後児童健全育成事業の利用状況は、年々増加傾向にあり、平成 30 年度で 461 人が登録しています。

■放課後児童健全育成事業の入室児童数

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
入室児童数	312	333	448	461

資料：島本町事務事業成果報告書

③子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

子育て短期支援事業のうち短期入所生活援助事業（ショートステイ）は、年々増加傾向となっており、平成 30 年度で 111 人日となっています。

夜間養護事業（トワイライトステイ）は、年によって利用者数の増減がみられ、平成 27 年度で 5 人日と最も多くなっています。

■子育て短期支援事業の実施状況

単位：人日

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
短期入所生活援助事業	8	15	72	111
夜間養護事業	5	1	2	0

資料：島本町事務事業成果報告書

④地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業について、年によって利用者数の増減がみられ、全体では平成 28 年度で 8,678 人と最も多くなっています。

■地域子育て支援拠点事業の実施状況（子どもの延べ利用者数）

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
なかよしランド	1,093	1,068	894	999
子育てサークルの支援センター利用	602	659	644	723
休日園庭開放	252	317	263	146
つどいの広場	5,297	5,926	5,572	5,252
出前保育	846	708	524	474
合計	8,090	8,678	7,897	7,594

資料：島本町事務事業成果報告書

⑤一時預かり事業

一時預かり事業のうち在園児対象型は、平成 29 年度にかけて増加傾向となっており、平成 29 年度で 9,380 人となっていました。平成 30 年度で減少し、8,364 人となっています。

在園児対象型以外は、山崎保育園で一時保育を実施しています。利用者数は、減少傾向となっており、平成 30 年度で 1,562 人となっています。

■一時預かり事業（在園児対象型）の実施状況

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数	7,923	7,985	9,380	8,364

資料：島本町事務事業成果報告書

■一時預かり事業（在園児対象型以外）の実施状況

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数	2,154	2,028	1,644	1,562

資料：島本町事務事業成果報告書

⑥病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、隣接する大山崎町にある事業所を利用した際の、利用料の一部を助成する事業の助成対象利用日数を集計しています。平成 29 年度から開始し、利用延べ日数は、平成 29 年度で 46 日、平成 30 年度で 29 日となっています。

■病児・病後児保育事業の実施状況

単位：日

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ日数	-	-	46	29

資料：島本町事務事業成果報告書

⑦ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業は、平成 29 年度にかけて増加傾向にあり、平成 29 年度で 860 件となっています。平成 30 年度の利用者数は、763 件と減少しています。

■ファミリー・サポート・センター事業の実施状況

単位：件

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用件数	672	690	860	763

資料：島本町事務事業成果報告書

⑧利用者支援事業

子育て支援に係る情報提供や援助を行う窓口の一本化等に向けた検討を様々な事例を検証しながら進めました。

⑨妊婦健診事業

妊婦健診事業の実施状況は、年によって増減はあるものの、平成 29 年度までは、延べ人数は 3,000 人台での推移となっていました。平成 30 年度で、2,758 人と減少がみられました。

■妊婦健診事業の実施状況

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ人数	3,242	3,128	3,196	2,758

資料：島本町事務事業成果報告書

⑩乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、対象者数は 200 人台後半での推移となっており、各年ほぼ 100% の訪問実績となっています。

■乳児家庭全戸訪問事業の実施状況

単位：人、%

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
対象者数	277	256	264	251
訪問実人数	274	255	262	251
訪問率	98.9	99.6	99.2	100.0

資料：島本町事務事業成果報告書

3 アンケート調査結果の概要について

(1) 調査の実施方法と配布・回収状況

- 調査地域：島本町内全域
- 調査対象者：島本町内在住の「就学前児童」のいる世帯・保護者（就学前児童調査）
島本町内在住の「小学生児童」のいる世帯・保護者（小学生児童調査）
- 抽出方法：住民基本台帳より、就学前児童 1,435 人、小学生 1,460 人の合計 2,895 人を全数調査
- 調査期間：平成 31 年 1 月 29 日（火）～2 月 12 日（火）
- 調査方法：郵送配布・郵送回収

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,435 件	746 件	52.0%
小学生児童	1,460 件	699 件	47.9%
合計	2,895 件	1,445 件	49.9%

(参考) 前回調査(平成 25 年度調査)

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,496 件	692 件	46.3%
小学生児童	1,292 件	565 件	43.7%
合計	2,788 件	1,257 件	45.1%

(2) 調査結果の概要

①家庭と子どもの育ちをめぐる環境について

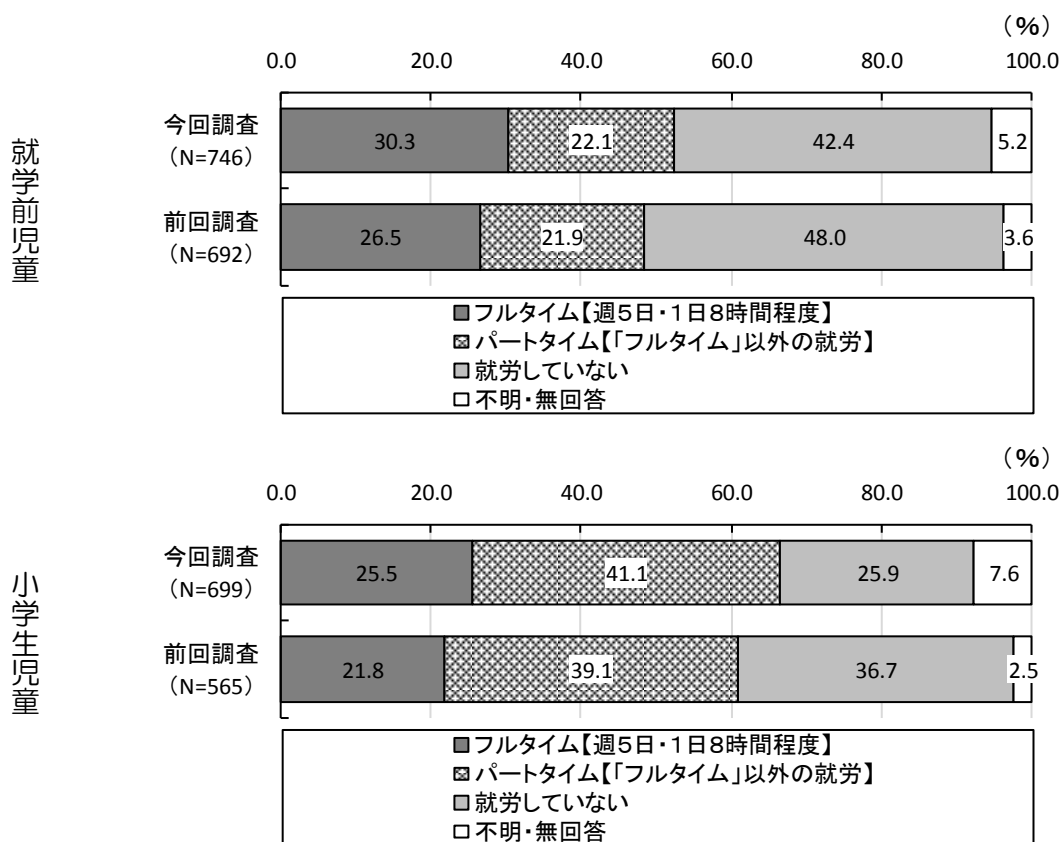
就労の変化に合わせた保育ニーズの変化への対応

母親の就労状況についてみると、就学前児童の母親では前回調査（平成25年度調査）と比較して、「フルタイム」が30.3%と、前回よりも3.8ポイント（前回26.5%）高く、「就労していない」が42.4%と5.6ポイント（前回48.0%）低くなっています。

小学生児童の母親では前回調査と比較して、「フルタイム」が25.5%と前回調査よりも3.7ポイント（前回21.8%）高く、「就労していない」が25.9%と10.8ポイント（前回36.7%）低くなっています。

[就学前問8①、小学生問9①]

■母親の現在の就労



就学前児童の母親、小学生児童の母親ともに、「就労していない」の割合が低くなっており、女性の社会進出が進んでいることがうかがえます。

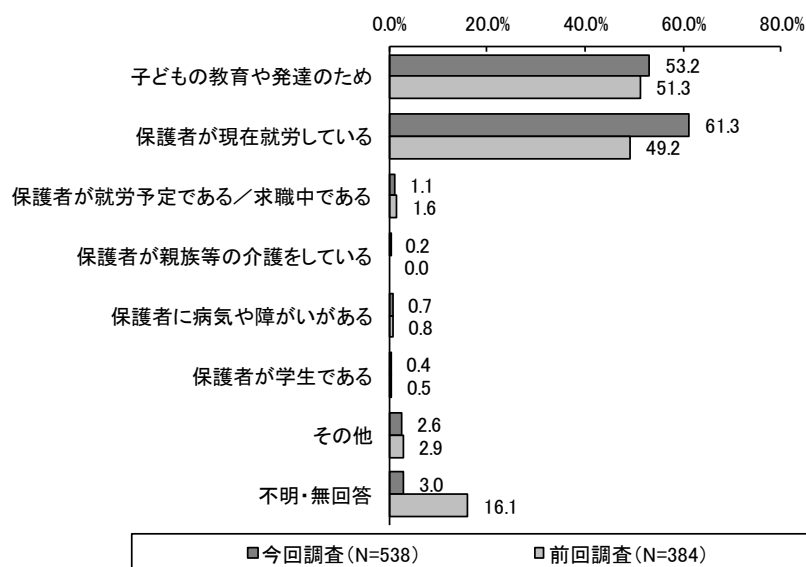
女性の働き方の変化による、保育ニーズも変化していることが考えられます。

②平日の定期的な教育・保育事業の利用状況の変化について(就学前児童) 就労の変化に伴う教育・保育事業のニーズの変化への対応

「定期的な教育・保育」施設・事業を利用している方のうち、利用している理由について、「保護者が現在就労している」が61.3%と前回よりも12.1ポイント(前回49.2%)高くなっています。

[就学前問 9-3]

■平日に幼稚園や保育所等の「定期的な教育・保育」施設・事業を利用している理由

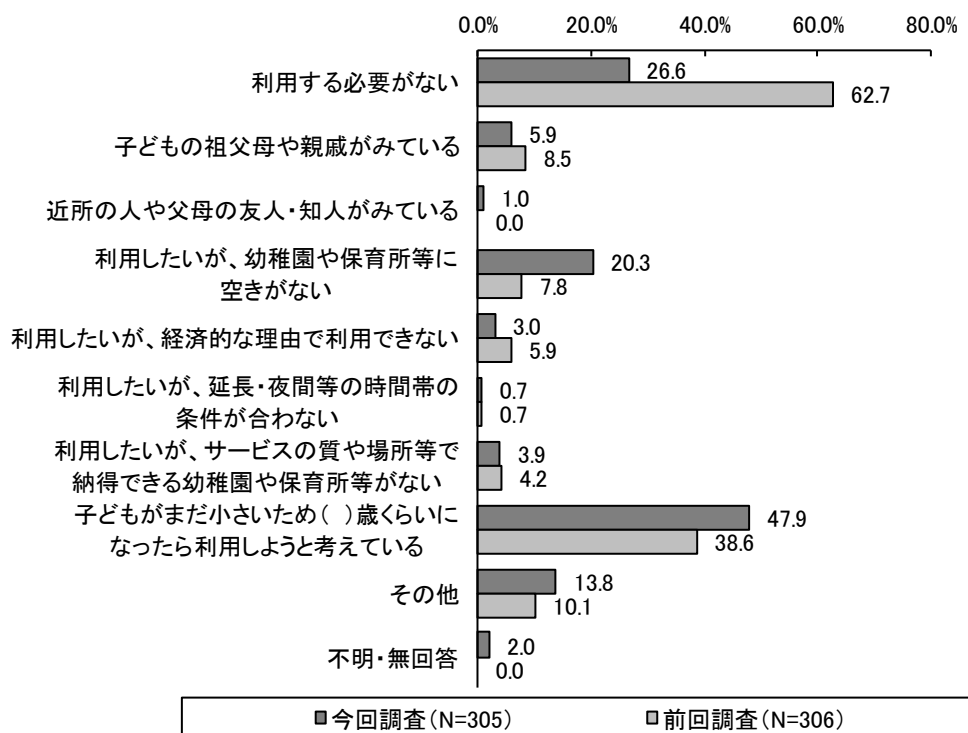


「定期的な教育・保育」施設・事業を利用していない方のうち、利用していない理由について、「利用する必要がない」が26.6%と前回よりも36.1ポイント（前回62.7%）減少しています。

また、「利用したいが、幼稚園や保育所等に空きがない」が20.3%と前回よりも12.5ポイント（前回7.8%）、「子どもがまだ小さいため（）歳くらいになったら利用しようと考えている」が47.9%で前回よりも9.3ポイント（前回38.6%）それぞれ高くなっています。

[就学前問 9-1]

■「定期的な教育・保育」施設・事業を利用していない理由



③放課後の過ごし方について（小学生）

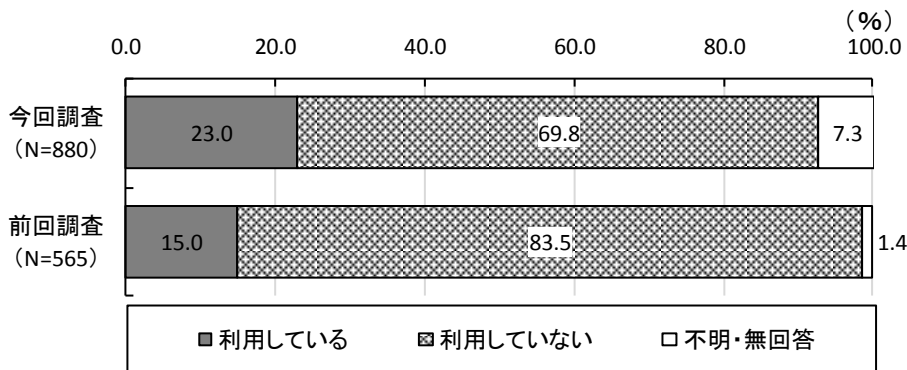
学童保育室の利用意向への対応

小学生の学童保育室の利用状況は「利用している」が23.0%と前回より8.0ポイント（前回15.0%）高く、学童保育室を利用したい学年は「6年生まで」が81.4%と前回より27.4ポイント（前回54.0%）高くなっています。

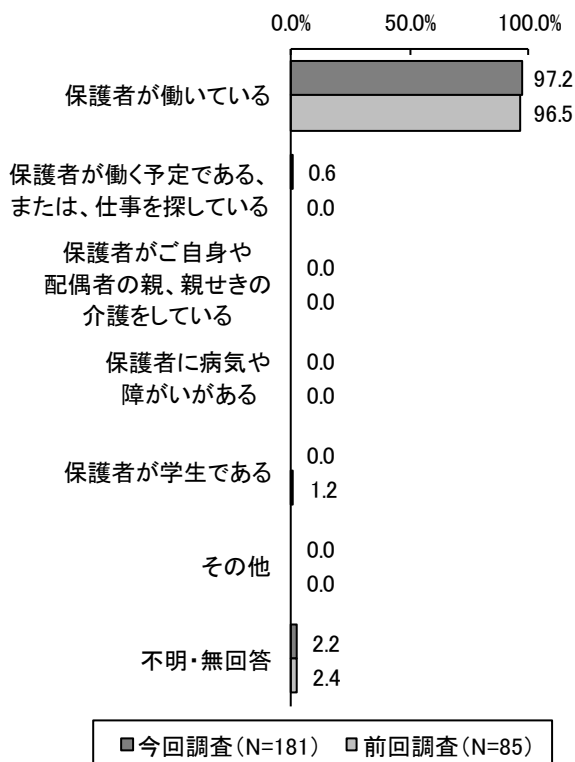
利用している理由は、「保護者が働いている」が前回同様最も高く、97.2%（前回96.5%）となっています。

[小学生問 10(1),10-1,10-3]

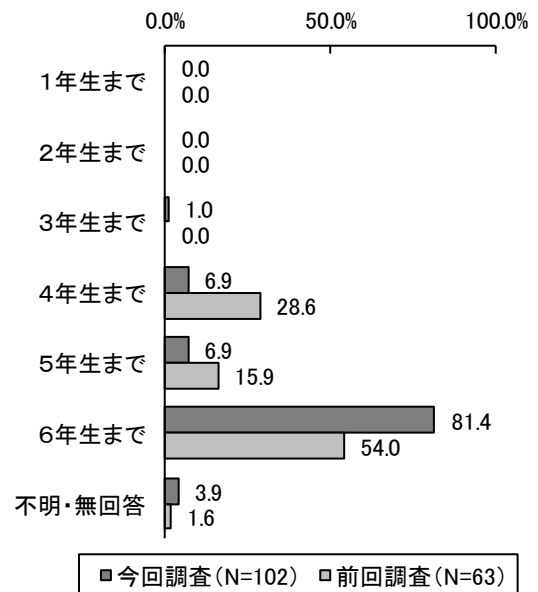
■学童保育の利用状況(小学生調査)



■学童保育を利用する理由



■学童保育を利用したい学年



学童保育室の利用希望は、5年前と比較して高くなっており、現在4年生までが利用対象であるものの、6年生までの利用を希望している方が8割以上となっており、その理由についても、保護者の就労のためが多くみられます。

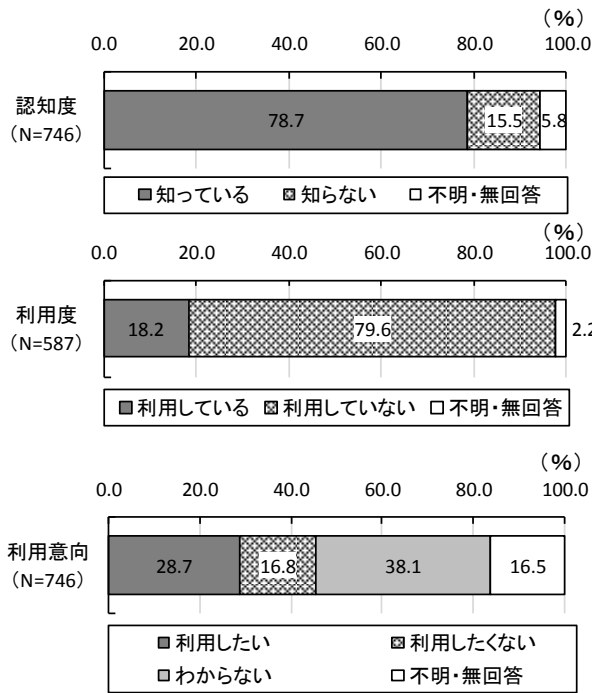
④地域子育て支援拠点事業の利用状況について（就学前児童）

地域子育て支援拠点事業に求められる機能に対応できる運営の検討

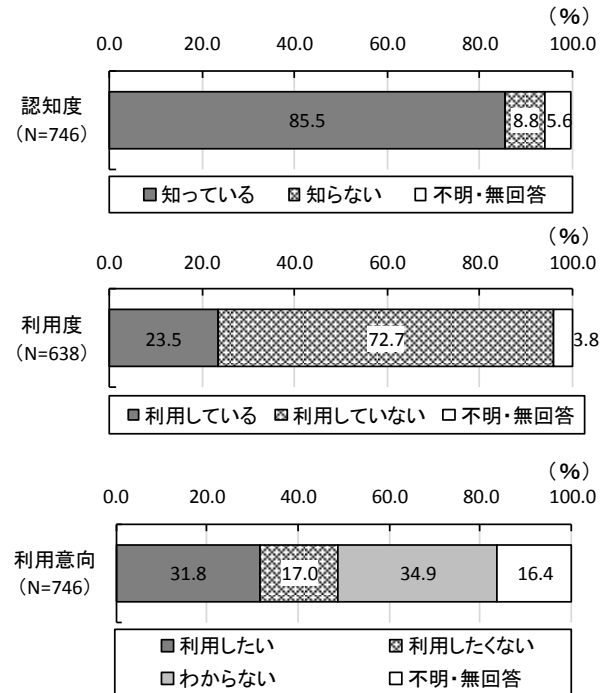
地域子育て支援拠点事業について、「なかよしランド」、「ぱんだのいえ」及び「ひよこ広場」について、それぞれ認知度、利用度及び利用意向を聞いたところ、「ぱんだのいえ」の認知度、利用度及び利用意向がそれぞれ高くなっています。

[就学前問 14]

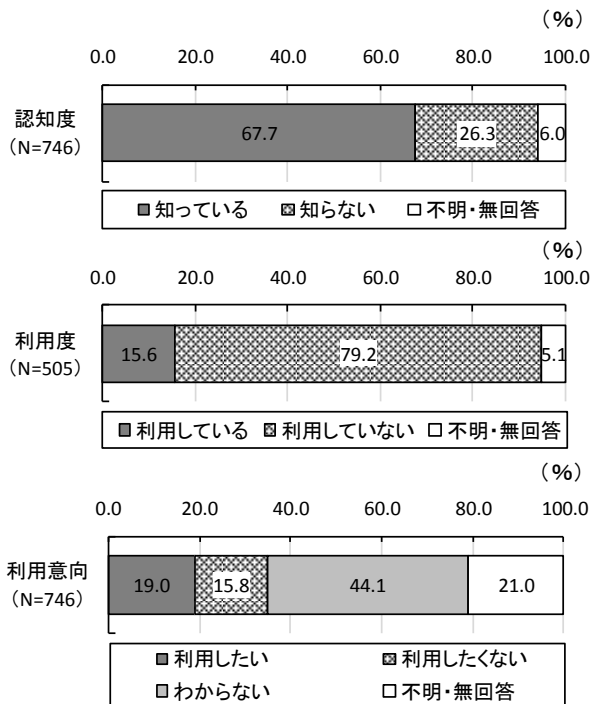
■なかよしランド



■ぱんだのいえ



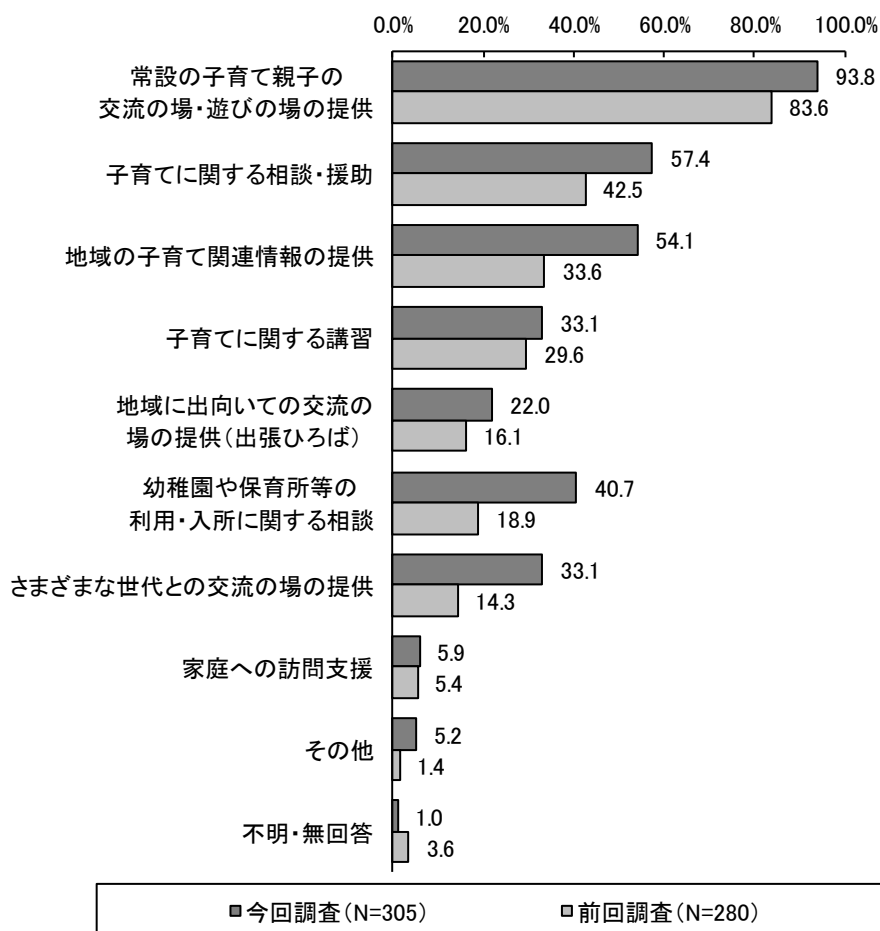
■ひよこ広場



地域子育て支援拠点事業を利用するに当たって利用したいサービスについて、「地域の子育て関連情報の提供」が54.1%と前回より20.5ポイント（前回33.6%）、「幼稚園や保育所等の利用・入所に関する相談」が40.7%と前回より21.8ポイント（前回18.9%）それぞれ高くなっています。

[就学前問 14-1]

■地域子育て支援拠点事業を利用するに当たっての利用したいサービス



地域子育て支援拠点事業については、子どもの遊び場であることとともに、保護者の情報収集の場となっており、子育てに関する相談や、情報の提供についての希望が多くみられます。安全に子どもが遊べる場所が不足する中で、地域子育て支援拠点事業が担う役割は大きくなっていることがうかがえます。

⑤育児休業や仕事と家庭の両立について（就学前児童）

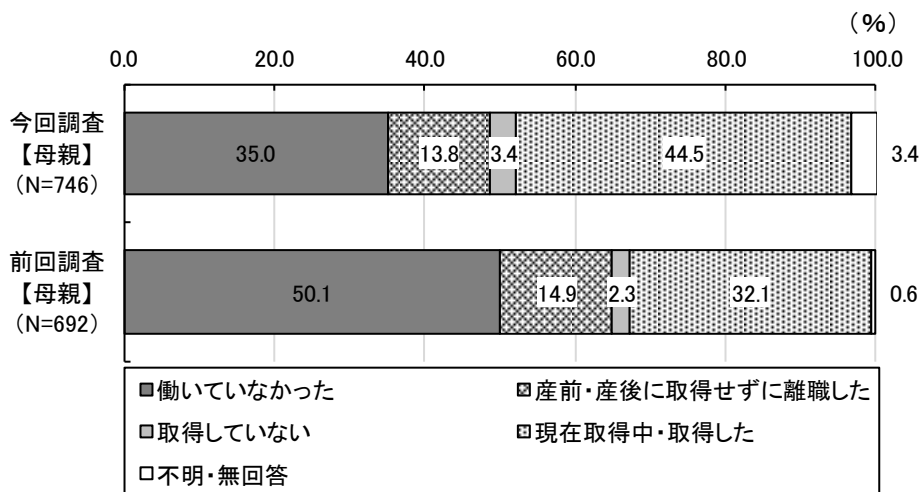
育児休業の取得状況の向上と社会潮流への対応

母親の育児休業の取得状況は、「育児休業を取得した」（「現在取得中である」と「取得した」の合計）は44.5%と前回より12.4ポイント（前回32.1%）高くなっています。

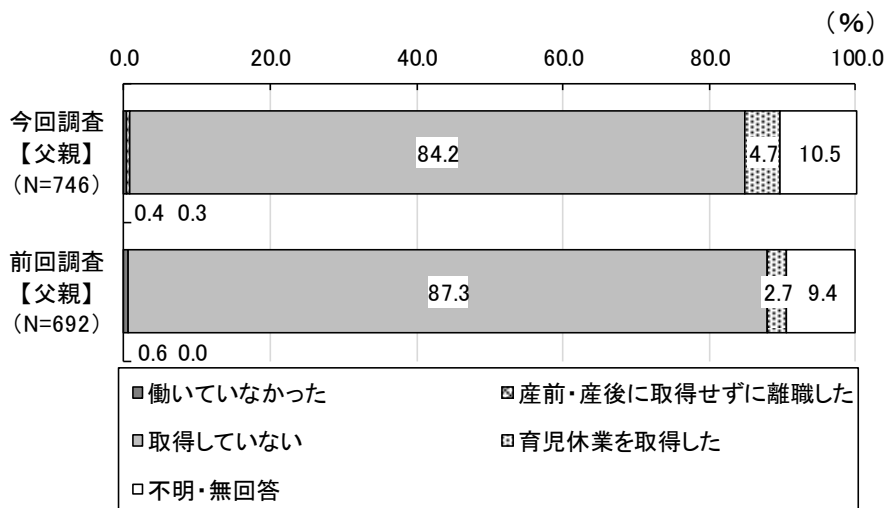
父親の育児休業の取得状況は、「取得していない」が84.2%と最も高く、前回より3.1ポイント（前回87.3%）低くなっています。一方、「育児休業を取得した」は4.7%と、前回より2.0ポイント（前回2.7%）高くなっています。

[就学前問 19]

■あて名のお子さんが生まれたときの母親の育児休業の取得



■あて名のお子さんが生まれたときの父親の育児休業の取得



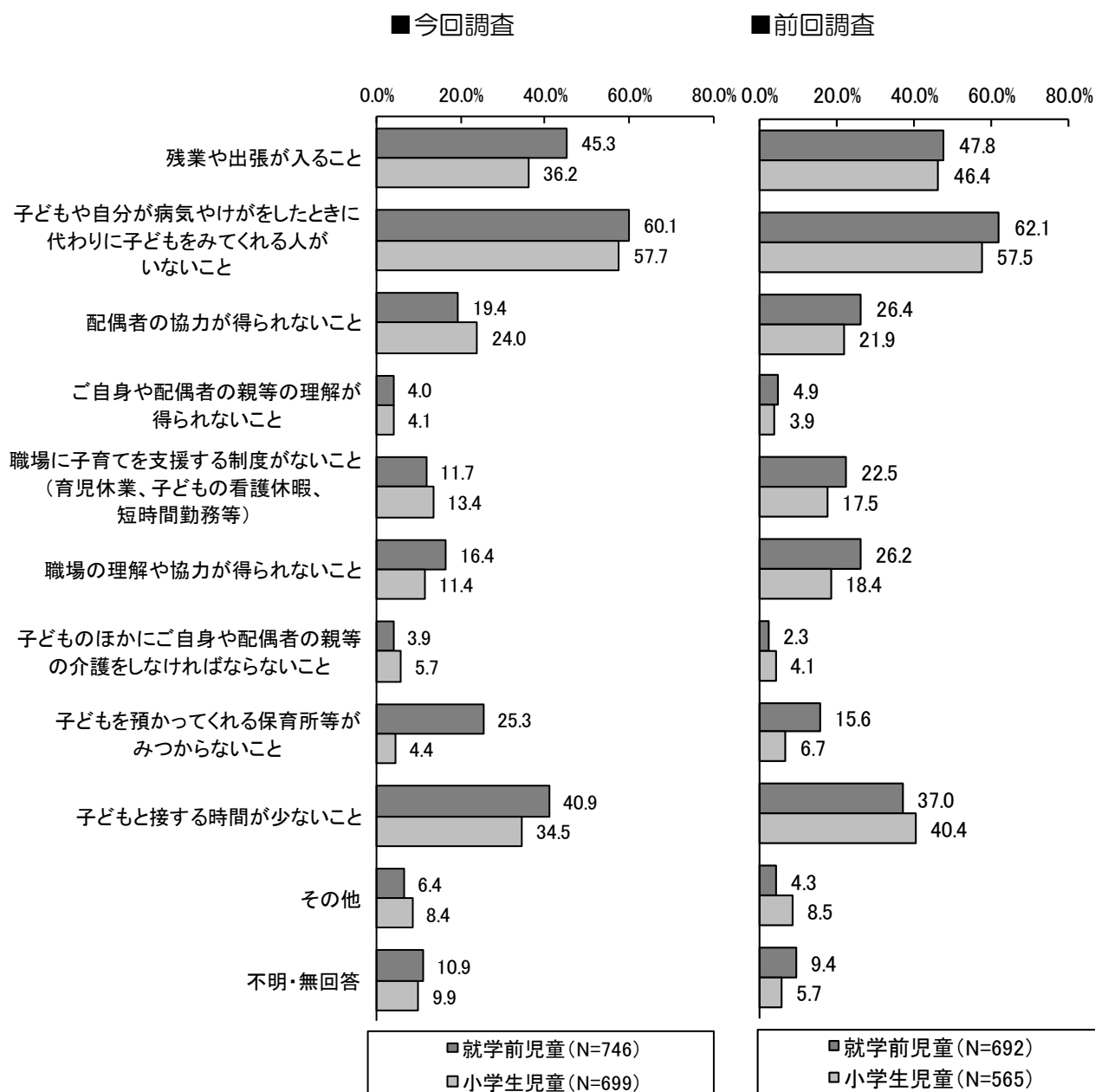
仕事と子育てを両立させる上で大変なことは、「職場に子育てを支援する制度がないこと」が就学前で 11.7%と前回より 10.8 ポイント（前回 22.5%）、小学生で 13.4%と前回より 4.1 ポイント（前回 17.5%）減少しています。

また、「職場の理解や協力が得られないこと」は、就学前で 16.4%と前回より 9.8 ポイント（前回 26.2%）、小学生で 11.4%と前回より 7.0 ポイント（前回 18.4%）減少しています。

一方、「子どもを預かってくれる保育所等が見つからないこと」が就学前で 25.3%と、前回より 9.7 ポイント（前回 15.6%）高くなっています。

[就学前問 23、小学生問 19]

■仕事と子育てを両立させるうえで大変だと思うこと



「ワーク・ライフ・バランス」についての考え方の普及に伴い、職場での制度整備や理解が進み、育児休業の取得状況が向上していることがうかがえます。

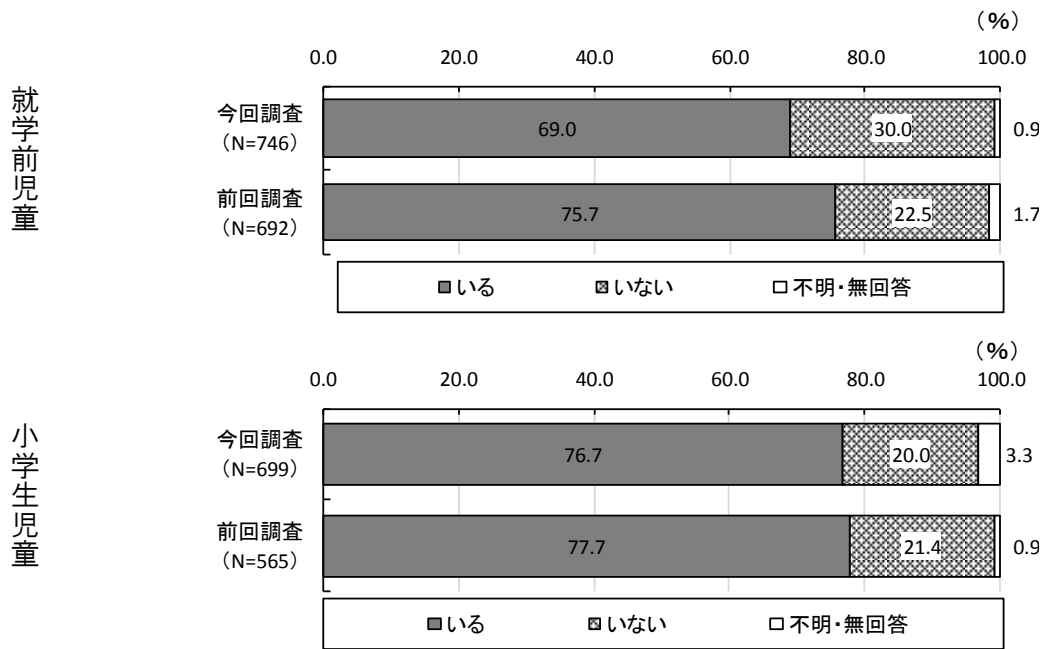
⑥子育てと地域のつながりについて

地域で支える子育て環境の構築

近所で日常的に子どもの話や世間話をする人の有無について、「いる」が就学前児童では69.0%で前回より6.7ポイント（前回75.7%）減少しており、小学生についてはおおむね前回調査と同様の結果となっています。

[就学前問 28,問 29]

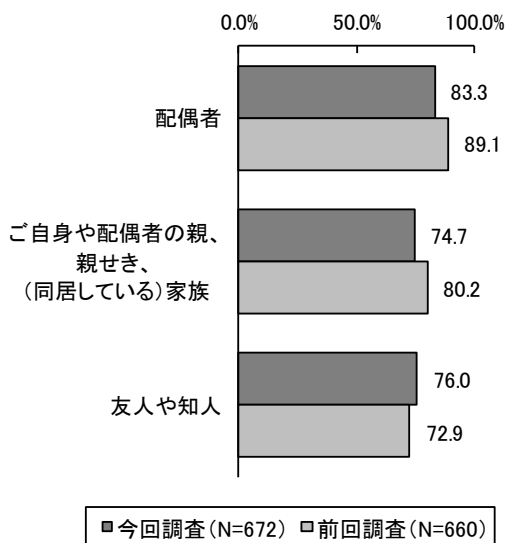
■近所（お住まいの近く）で日常的にちょっとした子どもの話や世間話をする人の有無



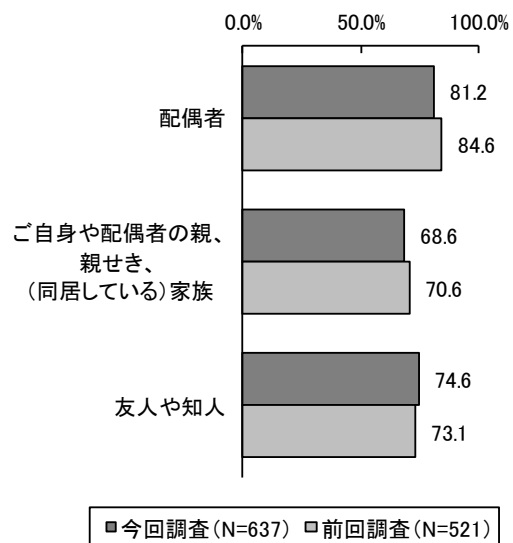
気軽に相談できる先については、おおむね前回と同様の傾向となっており、「配偶者」、「ご自身や配偶者の親、親戚、家族」及び「友人や知人」が7割以上の高い割合となっています。

[就学前問 29-1,小学生問 8-1]

■就学前児童（上位抜粋）



■小学生児童

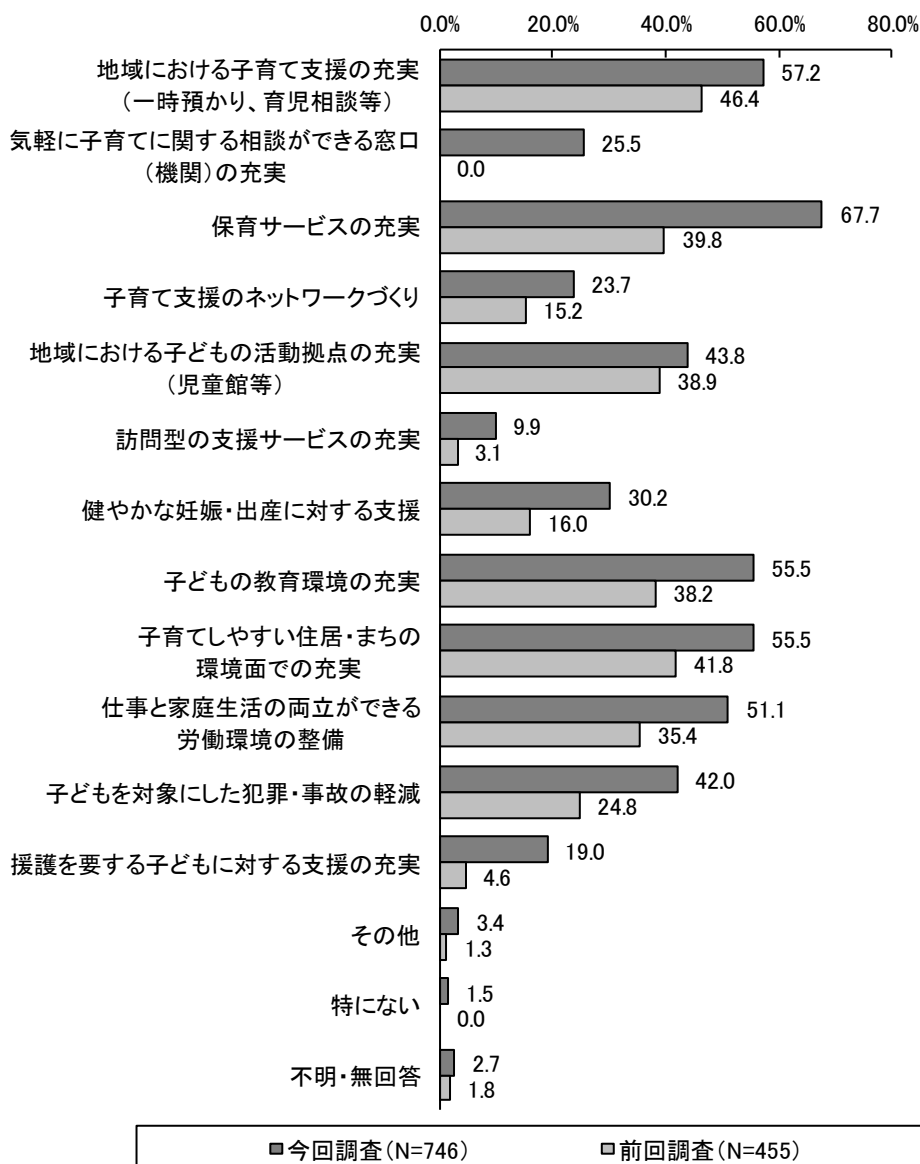


子育てや子育てのつらさを解消するために必要な支援・対策について、ほとんどの項目で前回以上の割合となっています。特に、就学前児童で「保育サービスの充実」は67.7%と前回より27.9ポイント（前回39.8%）、「子どもの教育環境の充実」は55.5%と前回より17.3ポイント（前回38.2%）、「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」は42.0%と前回より17.2ポイント（前回24.8%）高くなっています。

[就学前問 35]

■子育てや子育てのつらさを解消するために必要な支援・対策

■就学前児童



※前回調査では「(子育てを)楽しいと感じていることの方が多い」方に限定してうかがっています。

前回調査と比べて、ご近所付き合いの傾向はわずかに変化していることがうかがえます。転入が多くみられる中で、子育てについて相談できる人や場所は、比較的高い水準となっています。

子育てのつらさを解消するためには、「保育サービスの充実」、「教育環境の充実」、「子どもの安全の確保」及び「仕事と家庭の両立のための労働環境の整備」等が重要となっています。

4 第一期計画の主な取組の評価

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

◆◆◆ 重点施策 ◆◆◆

- | | |
|-------------|------------------|
| 1 保育サービスの充実 | 2 子育て支援ネットワークづくり |
| 3 相談支援機能の充実 | 4 情報提供及び啓発活動の強化 |

1 保育サービスの充実

開発に伴う子どもの増加及び就労状況の変化による保育ニーズの高まりに対応するため、小規模保育事業所4か所の設置、90人規模の民間保育園の整備を進めました。また、第二幼稚園跡地での認定こども園整備のため、整備・運営予定事業者の選定を行いました（各保育所等の整備計画は、「島本町保育基盤整備加速化方針」を参照）。学童保育室については、第二学童保育室及び第四学童保育室において、新たに学童保育専用棟を整備するとともに、全ての保育室で定員増と小学4年生までの受入拡充をしています。

病児・病後児保育について、「島本町病児・病後児保育利用料助成金」を設け、病児・病後児保育事業所の所在地住民との利用料の差額を助成することにより、利用者負担の軽減を図りました。

幼児教育の段階的無償化の取組に伴い、平成29年4月から、市町村民税非課税世帯の第2子の無償化及び年収約360万円未満相当のひとり親世帯等の先行無償化を行いました。

2 子育て支援ネットワークづくり

山崎保育園地域子育て支援センターにおいて、子育てサークルへの活動スペースの提供や備品の貸出し及び保育士からのアドバイスを実施してきました。

平成27年度から「産前・産後ヘルパー派遣事業」を開始し、出産前後の体調不良により、家事等が難しい世帯にヘルパーを派遣しました。

なお、平成29年10月1日から、切迫流産・切迫早産に伴う安静加療に対応できるよう、派遣対象期間を「出産予定日の2か月前」から「母子健康手帳の交付を受けた日」へと拡充しました。

■平成30年度実績状況

山崎保育園地域子育てセンター	
サークル利用	延べ73回(子ども:723人、保護者:635人)
産前・産後ヘルパー派遣事業	
新規登録者数	54世帯
派遣延べ回数	133回(延べ世帯51世帯)

3 相談支援機能の充実

「こんにちは赤ちゃん訪問」等、家庭訪問を実施する中で、更に支援が必要と認められる家庭について、養育支援訪問事業の対象として、家庭児童相談員や保健師等で協働して援助計画を策定した上で、適切な養育環境となるよう、定期的な訪問等を行いました。

町立保育所及び山崎保育園で、定期的に園庭開放を実施しており、その際に、保育士や栄養士、保健師、家庭児童相談員を派遣することで、気軽に専門的な相談を受けることができる機会を提供しました。

■平成 30 年度実績状況

民生委員児童委員の相談・指導	
活動件数(子どもに関すること)	191 件
園庭開放を通じた専門的な相談事業	
延べ利用人数	2,510 人(保護者・子どもの合計数)

4 情報提供及び啓発活動の強化

子育て支援課やいきいき健康課、山崎保育園地域子育て支援センターの子育て相談窓口において、パンフレットを設置し、子育てに関する情報を提供してきました。

「子育て支援事業のご案内」として、保育所や町内関係機関が行う支援事業の年間日程をまとめ、各子育て相談窓口に備え付けるとともに、町ホームページに掲載し、子育てサービスについての情報提供を行ってきました。

保育士の確保に向けて、臨時給付金として最大 20 万円支給するとともに、町ホームページや SNS、広報誌、新聞等の折り込み広告を活用して、保育士確保に努めました。

(2) 母性及び乳幼児等の健康の確保及び増進

◆◆◆ 重点施策 ◆◆◆

- 1 子どもや母親の健康の確保
- 2 食育の推進
- 3 思春期保健対策の充実
- 4 小児医療の充実

1 子どもや母親の健康の確保

妊娠中の母親及び父親が妊娠・出産・育児に関する正しい知識を持ち、心身ともに健康な生活を送ってもらうために両親教室（パパママクラス）を、平日講座として年9回（1クール3回コースを年3回）、日曜講座として年5回開催してきました。

■平成 30 年度実績状況

両親教室（パパママクラス）	
延べ開催回数	14 回
受講延べ人数	131 人
初産婦参加率	36.9%
初産婦に係る父親参加率	30.1%

2 食育の推進

「赤ちゃん教室」で、児童に提供する食事や離乳食についての調理法等についての疑問に対応するため、栄養士によるアドバイスを行ってきました。

両親教室（パパママクラス）の平日講座において、管理栄養士による妊産婦向けの栄養の講座等を実施してきました。

育児・離乳食相談を利用しやすいよう、開催時間を月別に午前開催月、午後開催月と分けて年間 12 回実施しました。また、保護者のニーズに合わせた利用ができるよう、電話による相談や個別面接による相談を実施してきました。

各小学校において、「学校保健計画」及び「食に関する指導の全体計画」を策定し、横断的な視点で健康教育を推進してきました。

■平成 30 年度実績状況

赤ちゃん教室	
延べ受講者数	51 人
育児・離乳食相談	
延べ利用人数	504 人

3 思春期保健対策の充実

所管の警察署と連携し、小・中学校における非行防止教室等を実施する中で、喫煙、飲酒及び薬物乱用防止に係る指導を行いました。

4 小児医療の充実

大阪府や関係機関等が連携を図り、小児医療の医療体制を整備するとともに、高槻市をはじめとした近隣市で夜間休日応急診療所を広域的に運営し、小児救急医療体制の維持に努めました。

(3) 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境づくり

◆◆◆ 重点施策 ◆◆◆

- 1 次代の親の育成
- 2 子どもの生きる力の育成に向けた教育・保育の環境等の整備・充実
- 3 家庭や地域の教育力の向上
- 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

1 次代の親の育成

中学2年生における3日間の職場体験学習を実施しました。

■平成30年度実績状況

職場体験学習	
協力事業所	70事業所(町内及び近隣市)

2 子どもの生きる力の育成に向けた教育・保育の環境等の整備・充実

分割授業や習熟度別授業等を実施し、「確かな学力」の確立を図ってきました。各種調査から、児童・生徒の基礎学力は定着していると考えられます。

児童・生徒の登下校時の安全を見守る安全ボランティアを、町の広報や教育委員会ホームページで募集し、新規登録者の募集を図ってきました。安全ボランティアに対して、見守り活動用のポロシャツや冬季用ブルゾンを貸与しました。

■平成30年度実績状況

安全ボランティア	
活動者数	39人

3 家庭や地域の教育力の向上

父親の家事・育児参加の促進に向けて、母子健康手帳の交付時において男性向け子育てガイドブックを配布し、また、スマイルセミナーについて男女共同参画の観点から男性でも参加しやすいテーマを設定し、開催してきました。

4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

青少年指導員による夜間パトロールや青少年の非行防止に関する啓発事業等を実施してきました。

(4) ワーク・ライフ・バランスの実現

◆◆◆ 重点施策 ◆◆◆

- 1 多様な働き方を推進するための意識づくり
- 2 ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直し

1 多様な働き方を推進するための意識づくり

平成 29 年に策定した「しまもとスマイルプラン～第二期島本町男女共同参画社会をめざす計画～（改定版）」に基づき、男女共同参画を推進し、DVの防止、男女平等意識の確立、ジェンダーバイアス（社会的性差による偏見）の解消等に向けた啓発に努めました。

2 ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直し

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、茨木公共職業安定所や島本町企業内人権啓発推進連絡会との連携により、事業所を対象として、ワーク・ライフ・バランスや男女雇用機会均等法等の研修会を開催しました。

(5) 子ども等の安心と安全の確保

◆◆◆ 重点施策 ◆◆◆

- 1 安心して子どもを育てることができる環境づくり
- 2 子どもを犯罪等の被害から守る活動の推進

1 安心して子どもを育てることができる環境づくり

民間事業者による認定こども園整備を見据え、未耐震である町立第二幼稚園を閉園するとともに、同じく未耐震である町立第四保育所をふれあいセンターに一時移転しました。

町内の路線バスについて、平成 27 年から低床化バスの導入が 100%となり、平成 30 年に導入台数全てをノンステップバスにすることで、更なるバリアフリー化を推進しました。

水無瀬川緑地公園内に 3 歳児未満が安心して遊べる遊具を設置した「よちよちパーク」を整備しました。

2 子どもを犯罪等の被害から守る活動の推進

夜間の暗い場所については、防犯灯の LED 化を推進するなど、防犯対策の整備に努めてきました。

主要通学路への防犯カメラを設置して子どもたちの安全を守るとともに、「しまもとタウンメール」を配信して、様々な情報提供に努めました。

地域人材の持てる能力を引き出し、活用するためのエンパワメント研修を実施するとともに、高槻警察署と連携した防犯教室を実施しました。

「地域の子どもは地域で守る」ことを基本理念とし、子どもたちを犯罪から守り、また、地域全体から犯罪をなくし、安全で住み良い地域づくりを推進することを目的に「こども 110 番の家」運動を実施しました。

■平成 30 年度実績状況

しまもとタウンメール	
登録者数	3,503 人
配信件数	77 件
内訳	イベント:14 件、不審者:8 件、特殊詐欺等:24 件、 野生動物:31 件
「こども 110 番の家」運動	
登録件数	309 件

(6) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の促進

◆◆◆ 重点施策 ◆◆◆

- 1 児童虐待防止対策の充実
- 2 ひとり親家庭の自立支援
- 3 被害に遭った子どもの保護の推進
- 4 障害児施策の推進

1 児童虐待防止対策の充実

児童虐待や要保護・要支援児童に対応するため、家庭児童相談員を子育て支援課に2人配置し、専門性の高い相談業務を実施しました。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣により、家庭支援について、専門家との連携により対応してきました。また、民生委員児童委員の協力を頂きながら、要保護児童等への見守りを進めてきました。

広報誌や家庭児童相談チラシ・ティッシュ等の啓発物品を活用し、児童虐待の気付き、早期発見・未然防止の大切さ及び地域社会で子どもを守り育てていくことの意識の醸成に向けて、啓発活動を推進してきました。

■平成30年度実績状況

虐待ほか相談	
相談件数	86件

2 ひとり親家庭の自立支援

保育所優先入所の推進、日常生活支援事業の推進、母子生活支援施設を活用した生活支援等、子育てに関する支援や生活面への支援を展開してきました。

窓口や保育所に派遣登録制度のチラシを設置するとともに、広報誌を通して周知に努めました。

母子・父子自立支援員を配置し、就労相談をはじめとする生活全般の相談に応じ、様々な問題の解決に向けた助言や情報の提供を行いました。

■平成 30 年度実績状況

母子・寡婦・父子家庭に対する相談支援	
実相談件数	114 件
延べ相談件数	235 件
母子・父子自立支援員の相談活動(就労に関する相談)	
実相談件数	38 件
延べ相談件数	82 件
母子・父子自立支援員の相談活動(養育費及び養育に関する相談)	
実相談件数	1件
延べ相談件数	1件
ひとり親家庭高等職業訓練促進事業	
利用者数	3人
福祉資金貸付相談	
実相談件数	14 件
延べ相談件数	27 件

3 被害に遭った子どもの保護の推進

各小・中学校へスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを配置し、子どもや家庭の支援についての専門的な支援ができるよう体制の整備に努めました。

保護を必要とする児童に対しては、保育所をはじめとする庁内関係部局のほか、児童相談所や児童養護施設とのケースカンファレンスを持ち、適切な支援ができるよう円滑な関係の強化に努めました。

要保護児童の受入れが円滑になされるよう、トワイライトステイ事業やショートステイ事業の提供施設と連携し、ケースの対応に当たりました。また、養育困難事例を含め、保育所への入所が適当な事案については、入所を勧め、児童の健やかな育ちを保障するとともに、保護者の育児に係る心理的負担の軽減に努めました。

4 障害児施策の推進

平成 30 年度から「第 3 次島本町障害者計画」及び「第 5 期島本町障害福祉計画（第 1 期島本町障害児福祉計画）」に基づき、「乳幼児療育支援事業」において、言語聴覚士・作業療法士等の専門家による個別相談や療育相談等、障害の早期発見・早期療養の推進に向けて、乳幼児と保護者を対象とした療育支援を行ってきました。

■平成 30 年度実績状況

ポニーの教室(早期療育事業)		
実施回数	20 回×2クール	
利用実人員	10 組	
作業療法士による個別相談		
実回数	8回	
利用実人員	30 人	
言語聴覚士による個別相談(ことばの相談)		
実回数	4回	
利用実人員	12 人	
障害児通所支援サービス		
児童発達支援	14 事業所	利用者 43 人
医療型児童発達支援	1 事業所	利用者 4 人
放課後等デイサービス	27 事業所	利用者 64 人
保育所等訪問支援	1 事業所	利用者 1 人

5 課題のまとめ

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

◆幼児教育・保育の提供量の確保と質の維持

前回計画の計画期間中である平成 27 年度から令和元年度までにおいて、待機児童は解消されていません。また、保護者の就労の変化や近年の大型開発に伴い、人口は増加傾向にあり、今後の保育ニーズは更に高まることが予想されます。ニーズに対応した幼児教育・保育の提供量を確保するとともに、子ども一人ひとりに寄り添った教育・保育を提供することができるよう、保育士や幼稚園教諭等の確保と人材の育成、相談体制の充実が重要となります。

(2) 母性及び乳幼児等の健康の確保及び増進

◆安心して子育てができる支援体制の充実

妊娠期から継続した相談支援が受けられるよう支援体制を整備・充実し、周知することが求められています。

乳幼児健康診査について、経過観察健診（にこにこ健診）の受診件数は増加傾向にあり、早期療育が必要な子どもに対し、適切なフォローを迅速に実施できるよう相談体制を充実し、関係機関との連携を強化することが大切です。

各小学校において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置して、子どもや家庭支援を行ってきました。一方で、長期欠席児童が小・中学校合わせて 30～50 人、いじめ等の問題行動について、毎年およそ 40 件の報告があるなど、子ども一人ひとりが安心して学校生活を送ることができるように支援することが大切です。

(3) 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境づくり

◆子どもを地域で守り、健やかに育てる成長の支援体制の充実

児童・生徒が安心して教育を受けることができるよう、引き続き安全ボランティア活動やパトロール等を通して、地域全体で子どもの健やかな成長を見守る環境を充実させることが大切です。また、学童期の子どもたちが生きる力を育み、調和の取れた発達を図る重要な時期であるため、学校教育と合わせて、様々な体験・交流活動等を通して、子どもの健全な育成に配慮する必要があります。

母親と父親がともに家事や育児に積極的に参加することができるよう、引き続き子育てガイドブックの配布を通して、家族全体で子どもを育てる環境を醸成することが重要です。

(4) ワーク・ライフ・バランスの実現

◆ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた多様な取組の推進

アンケート調査から、子育てに関して日常悩んでいることとして「仕事や自分のやりたいこと等自分の時間が十分取れないこと」が就学前児童で 46.0%、小学生児童で 30.8%とそれぞれ高い割合となっております。また、就学前児童の母親の育児休業の取得状況は前回調査時よりも 12.4 ポイント高い 44.5%となっております。育児休業の取得が進んでいます。仕事と子育て、家庭、プライベートの時間のバランスが大切です。

(5) 子ども等の安心と安全の確保

◆子どもの安全に配慮した保育所・園の整備

平成 30 年 6 月に発生した大阪府北部地震において、本町では人的被害はなかったものの、耐震基準に満たない園舎については、早期の耐震化が求められています。子どもの安全を確保し、良好な保育環境を提供できるよう、住民や保護者の方々のご理解と協力を得ることが大切です。

(6) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の促進

◆療育支援の必要な児童へのきめ細かな対応の推進

支援学級の児童・生徒は増加傾向となっております。早期の療育が必要な児童・生徒に対し、適切な支援が提供できるよう、関係各課、各事業所、専門機関等との連携を取ることが大切です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

**すべての子どもが主体的な存在として尊重され、
いきいきと育成される社会の形成**

2 基本的な視点

(1) 全ての子どもが健やかに成長できる環境づくり

障害児、虐待、貧困、外国人の増加等、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、子どもたちの心身ともに健やかな成長を等しく保障するとともに、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

(2) 子育てや子どもの成長に喜びと楽しさを実感できる環境づくり

子どもを産み育てることに夢と希望を持ち、親としての成長を支援することで、子育てや子どもの成長に喜びや楽しさを実感できるよう、妊娠・出産期から切れ目のない多様な子ども・子育て支援の充実を図ります。

(3) 全ての人々が共に子ども・子育てに関われる環境づくり

地域や企業、学校、行政等の社会全体が、全ての子どもたちの心身ともに健やかな成長を実現するという目的を共有するとともに、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、協働して子ども・子育て支援に関わっていける環境づくりを進めます。

3 基本目標

基本理念である「すべての子どもが主体的な存在として尊重され、いきいきと育成される社会の形成」の実現に向けて、以下の6つの基本目標を設定します。

(1) 質の高い教育・保育や子ども・子育て支援の充実

全ての子どもたちが心身ともに健やかに成長し、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや楽しさを感じることができるよう、乳幼児期の教育・保育や子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが重要となります。

乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、子どもたちが地域の未来を担う宝であるという視点に立ち、質の高い教育・保育を提供するとともに、子どもの発達や学びがつながっていくよう、小学校教育との積極的な連携を図ります。また、子どもや子育て家庭の状況や地域の実情等を十分に踏まえ、保育事業や放課後児童対策の充実等を通じて、多様な地域子ども・子育て支援事業の展開を目指します。

(2) 全ての子どもが健やかに育つための切れ目のない支援

乳幼児期の教育・保育を提供し、子ども・子育て支援を展開するに当たっては、妊娠・出産期からの切れ目のない支援が重要となり、母子保健に関する施策・事業との連携を進めることが必要です。

子どもを安心して産み、育てられるよう、妊婦に対する健診や保健指導をはじめ、母子の健康保持・増進、疾病の予防や早期発見に向けた体制の更なる充実を図ります。また、妊娠期から関わることで、子どもの成長を見守り、保護者の精神的不安を和らげることができるよう、家庭に応じた支援体制の充実を図ります。

(3) 生きる力を育む教育環境づくり

次代を担う子どもたちが、活気にあふれた学校生活を通して、子どもたちの一人ひとりの個性と可能性を伸ばすことのできる環境を整え、豊かな人間性と確かな学力、健やかな身体を養います。

教育の原点である家庭教育を大切にし、家庭の子育て力の向上を図るとともに、地域の中で育てていくことができる環境づくりに努めます。

(4) みんなで子育てを見守り、支え合う地域社会の構築

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き世帯の増加等、子どもや子育て家庭をめぐる環境が大きく変化する中で、地域社会を構成する様々な主体が、子ども・子育て支援に関わることが極めて重要となります。また、一人ひとりの子どもの健やかな成長に向けた環境づくりでは、「子ども・子育て支援」と「ワーク・ライフ・バランスの実現」が両輪と考えられています。

子育てを家庭で協力しながら、楽しく進めていくことができるよう、男女共同参画の意識づくりを図ります。

(5) 安全で安心して子育てができる環境の整備

子どもを巻き込む犯罪や事故が増える中で、犯罪や事故に遭わない環境を整備することが重要です。また、自然災害等の危険から子どもたちの身を守るための取組が求められています。行政と学校園等、地域、各種子育て支援事業との連携を図り、防犯対策を充実させるとともに、交通事故防止のための取組や、防災・減災教育の充実に取り組みます。

(6) 支援が必要な子どもや家庭に優しい環境づくり

障害のある子どもや発達に課題のある子ども、外国人、ひとり親家庭等、支援が必要な子どもや家庭に対しての適切な支援が求められています。

また、全国的に児童虐待が問題となっている中で、虐待に至る前に子どもを保護し、また、保護者等をケアすることが重要となります。専門機関や専門職員との連携を強化し、支援が必要な家庭に優しい環境を整備してきます。

4 重点施策の設定

基本目標それぞれ6つの基本目標ごとに重点施策を位置づけ、計画的に事業を展開します。

基本目標1 質の高い教育・保育や子ども・子育て支援の充実

- 重点施策1 教育・保育環境の整備
- 重点施策2 就学前の教育・保育内容の充実
- 重点施策3 放課後の居場所の充実

基本目標2 全ての子どもが健やかに育つための切れ目のない支援

- 重点施策1 妊娠・出産期からの切れ目のない支援
- 重点施策2 子どもと家族の健康な生活の支援
- 重点施策3 健康な心身を育てる食育の推進
- 重点施策4 子どもの健全育成
- 重点施策5 親育ちを支援するサービスの充実

基本目標3 生きる力を育む教育環境づくり

- 重点施策1 確かな学力向上等に向けた取組
- 重点施策2 豊かな心の育成に向けた取組
- 重点施策3 健やかな体の育成に向けた取組

基本目標4 みんなで子育てを見守り、支え合う地域社会の構築

- 重点施策1 子育て支援ネットワークの推進と子育ての仲間づくりの場の提供
- 重点施策2 地域の子育て力の向上
- 重点施策3 ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実
- 重点施策4 多様な保育ニーズに対応したサービスの提供

基本目標5 安全で安心して子育てができる環境の整備

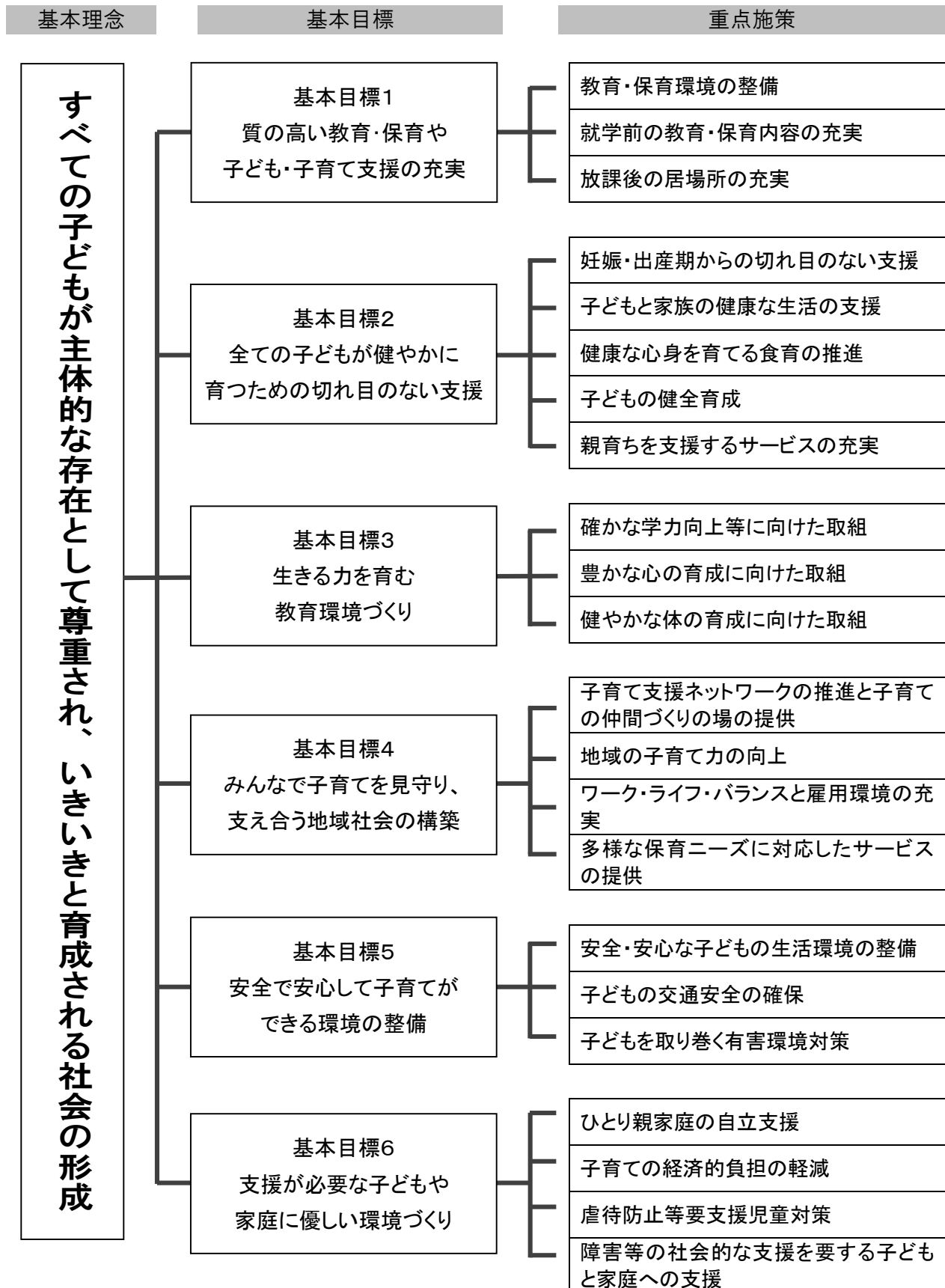
- 重点施策1 安全・安心な子どもの生活環境の整備
- 重点施策2 子どもの交通安全の確保
- 重点施策3 子どもを取り巻く有害環境対策

基本目標6 支援が必要な子どもや家庭に優しい環境づくり

- 重点施策1 ひとり親家庭の自立支援
- 重点施策2 子育ての経済的負担の軽減
- 重点施策3 虐待防止等要支援児童対策
- 重点施策4 障害等の社会的な支援を要する子どもと家庭への支援

5 施策の体系

基本理念「すべての子どもが主体的な存在として尊重され、いきいきと育成される社会の形成」の実現に向け、基本的な視点を踏まえつつ、6つの基本目標に沿って計画を体系的に推進します。



第4章 量の見込みと提供体制

1 子ども・子育て支援法 法定必須記載事項について

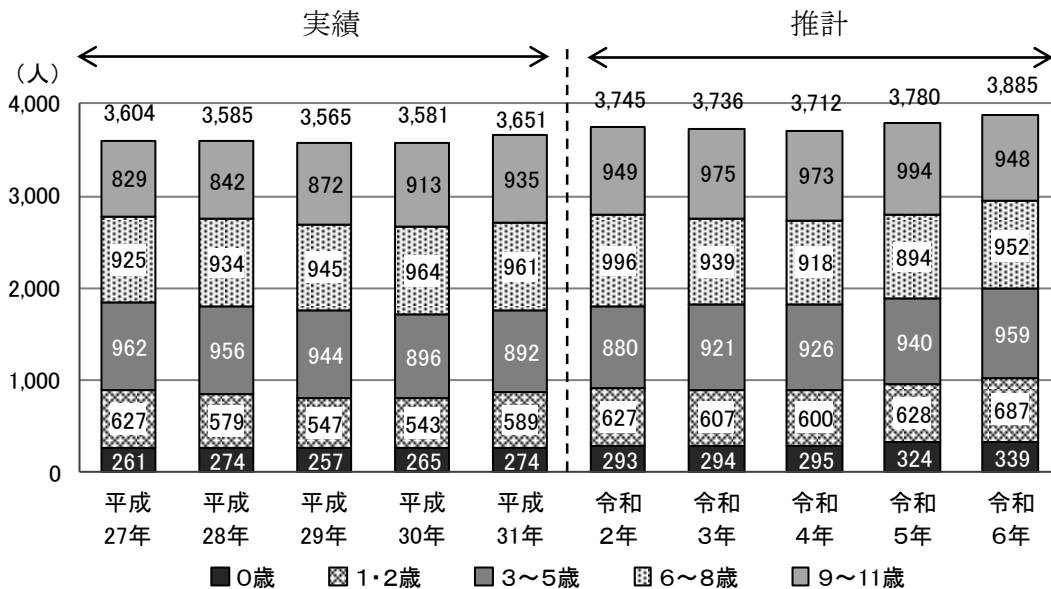
(1) 本計画期間における人口推計について

子ども・子育て支援法で定める「就学前の教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」は、本計画期間中の推計人口及びアンケート調査結果又は過去の実績等に基づき、事業ごとに「需要量（需要量の見込み）」及び「供給量（確保方策）」を定めます。

①人口推計

本町の12歳未満の子どもの人口は平成31年以降増加傾向となり、開発に伴う児童数の増加が見込まれています。

■子どもの人口推移



※第五次総合計画と同様に、コーホート要因法による推計をベースに今後の住宅開発（住宅開発規模を2,500人程度と想定）による増加を加味して算出しています。

2 教育・保育の提供区域

本町としては、人口、面積、交通事情等の地理的・社会的条件を総合的に判断し、町全体で1つの提供区域として設定します。

3 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制

認定こども園、幼稚園、保育所及び地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業等）を利用する際に、教育・保育給付認定を受ける必要があります。教育・保育給付認定には、子どもの年齢や保育の必要性に応じて3つの区分があり、認定区分によって、利用できる施設や時間が変わります。

年齢	満3歳以上		0～2歳
	1号認定	2号認定	3号認定
認定区分	教育標準時間認定	保育認定	保育認定
対象者	幼稚園等での教育を希望される方	就労等の保育が必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される方	就労等の保育が必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される方
利用できる施設	認定こども園 幼稚園	認定こども園 保育所	認定こども園 保育所、地域型保育事業

①教育・保育の量の見込みと提供体制

令和2年度まで保育の供給量としては不足分が出る見込みですが、「島本町保育基盤整備加速化方針」に基づき施設整備を充実させることで、令和3年度以降は、量の見込みに対して十分に対応できるほどの受入体制づくりに努めます。

また、1号認定については、令和2年度に認定こども園が1園開園すること、町外に所在する私立幼稚園等を選択される保護者も一定数おられることから、希望者のニーズに対応することは可能と考えます。

	令和2年度					令和3年度					令和4年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育	保育	0歳	1・2歳		教育	保育	0歳	1・2歳		教育	保育	0歳	1・2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	334	118	385	181	357	350	123	403	181	344	352	125	404	182	339
②提供体制 幼稚園・保育所・認定こども園	432		780			432		1,020			432		1,020		
②-①(需給の差)	-20		-143			-41		92			-45		95		

	令和5年度					令和6年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育	保育	0歳	1・2歳		教育	保育	0歳	1・2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	357	126	410	199	357	364	129	419	209	389
②提供体制 幼稚園・保育所・認定こども園	432		1,020			432		1,020		
②-①(需給の差)	-51		54			-61		3		

※需要量はP43記載の推計人口値に基づいた値

※1号認定における供給量の数値は、町立幼稚園の定員と私立幼稚園の平成30年度の実績値の合計数値

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

①時間外保育事業（延長保育）

時間外保育事業については、町内全ての保育所で実施しており、今後の需要量に対する提供体制は、十分満たしています。

■時間外保育事業の需給量

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量	426	431	431	446	469
②供給量	426	431	431	446	469
②－①	0	0	0	0	0

※需要量は P43 記載の推計人口値に基づいた値

②放課後児童健全育成事業（学童保育室）

放課後児童健全育成事業については、保育ニーズの高まりに対応するため、体制整備に努めるとともに、支援員の育成に取り組みます。

高学年の利用希望については、これまでどおり4年生までの受入れを継続させることを基本とし、必要に応じて、対象学年の拡大についても検討します。

また、放課後子ども教室との一体的提供を検討し、放課後の子どもの居場所づくりを推進します。

■入室児童数の需給量

単位：人

低学年		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量	1年生	223	217	213	225	229
	2年生	173	168	164	174	178
	3年生	133	130	127	135	137
	合計	529	515	504	534	544
②供給量	1年生	223	217	213	225	229
	2年生	173	168	164	174	178
	3年生	133	130	127	135	137
	合計	529	515	504	534	544
②－①		0	0	0	0	0
高学年		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量	4年生	117	120	122	117	116
	5年生	106	106	108	104	101
	6年生	65	61	63	59	58
	合計	288	287	293	280	275
②供給量	4年生	117	120	122	117	116
	5年生	0	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	合計	117	120	122	117	116
②－①		-171	-167	-171	-163	-159

※需要量は P43 記載の推計人口値に基づいた値

③子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

子育て短期支援事業については、「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」と「夜間養護等（トワイライトステイ）事業」として実施しています。近年「ショートステイ」の利用が高まっていますが、サービスの特性上、年度により利用の増減が激しいこともあり、前回計画期間中の平均利用延べ日数分を確保することを基本とし、支援が必要な方がいる場合は、円滑に利用できる体制を確保します。

■子育て短期支援事業の実施状況

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量	25	25	25	25	26
②供給量	25	25	25	25	26
②－①	0	0	0	0	0

④地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業については、なかよしランドや子育てサークルの支援センター利用、休日園庭開放、つどいの広場等の事業を実施しています。

地域の子育て支援拠点として、乳幼児と保護者が気軽に集える環境をつくり、利用者の拡大を図ります。

■地域子育て支援拠点事業の実施状況（子どもの延べ利用者数）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量	8,688	8,496	8,448	9,000	9,708
②供給量	8,688	8,496	8,448	9,000	9,708
②－①	0	0	0	0	0

⑤一時預かり事業

一時預かり事業（在園児対象型）については、町内各幼稚園にて実施しており、引き続き利用を希望する人が円滑に利用できるよう、支援体制の充実を図ります。

また、一時預かり事業（在園児対象型以外）については、私立保育園にて実施しており、就学前児童の増加に対応するため、引き続き提供体制を確保します。

■一時預かり事業（在園児対象型）の需給量

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量(1号)	5,543	5,798	5,834	5,921	6,045
需要量(2号)	1,026	1,068	1,087	1,095	1,123
①需要量(合計)	6,569	6,866	6,921	7,016	7,168
②供給量	6,569	6,866	6,921	7,016	7,168
②－①	0	0	0	0	0

■一時預かり事業（在園児対象型以外）の需給量

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量	2,767	2,794	2,794	2,902	3,047
②供給量	2,767	2,794	2,794	2,902	3,047
②－①	0	0	0	0	0

⑥病児保育事業

病児保育事業については、利用ニーズは潜在ニーズも含め増加しているため、引き続き、今後の需要見込みに対する提供体制を確保します。

■病児保育事業の需給量

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量	55	56	56	59	60
②供給量	55	56	56	59	60
②－①	0	0	0	0	0

⑦ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業については、平成30年度に763件の利用状況となっています。引き続き量の見込みに対する供給体制を確保するとともに、事業については周知・広報を行うことで、保護者への利便性の向上に努めます。

■ファミリー・サポート・センター事業の需給量

単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量	808	805	800	815	838
②供給量	808	805	800	815	838
②－①	0	0	0	0	0

⑧妊婦健康診査事業

妊婦健康診査事業については、公費負担や大阪府・京都府外の医療機関で受診した場合も償還払いを実施するなど、利用しやすい支援体制を確保し、受診率の向上に努めます。

■妊婦健康診査事業の需給量

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量	3,424	3,427	3,448	3,778	3,959
②供給量	3,424	3,427	3,448	3,778	3,959
②－①	0	0	0	0	0

⑨乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）については、十分な提供体制が整えられています。

妊娠届出時から信頼関係を構築し、引き続き高い訪問率を維持できるよう推進します。

■乳児家庭全戸訪問事業の需給量

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量	290	290	292	320	335
②供給量	290	290	292	320	335
②－①	0	0	0	0	0

⑩-1 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業については、今後きめ細かな支援体制の実施に伴い件数の増加も予測されますが、引き続き、早期発見により措置を図ることにより、対象家庭の養育力の向上に努めます。

■養育支援訪問事業の需給量

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量	27	27	27	28	28
②供給量	27	27	27	28	28
②－①	0	0	0	0	0

⑩-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

本事業は、島本町要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るとともに、ネットワーク関係機関の連携を強化する取組等に対して支援を行うものですが、今後の具体的な事業内容については、国の動向に応じて支援体制等の検討を進めます。

⑪利用者支援事業

本事業は、地域子育て支援拠点や行政の窓口等で、子育て家庭を対象に、そのニーズに合わせて、必要な支援を選択できるように、情報提供や援助を行う事業です。

妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センターを設置し、本事業を実施します。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

本事業は、教育・保育に必要な物品の購入等に要する実費徴収の部分について、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。

保育料無償化に伴い、新制度未移行の幼稚園の利用者に対して、本事業に基づき副食費の負担軽減を図ります。

⑬多様な主体の参入促進事業

本事業は、保育の受け皿の拡大等を図る上で、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する支援、相談・助言、小規模保育事業の連携施設のあっせん等を実施するものです。今後は、地域内の実情に配慮し、また、国の動向に応じて、支援体制等の検討を進めます。

第5章 施策の展開

1 質の高い教育・保育や子ども・子育て支援の充実

- 重点施策1 教育・保育環境の整備
- 重点施策2 就学前の教育・保育内容の充実
- 重点施策3 放課後の居場所の充実

重点施策1 教育・保育環境の整備

(1) 保育基盤の拡充

平成30年度に策定した「島本町保育基盤整備加速化方針」に基づいて、待機児童の解消及び住宅開発に伴う就学前児童の増加に対応した保育基盤の整備を推進します。

(2) 幼稚園教諭・保育士等の確保

府、関係機関、養成校等と連携を図りながら、資格取得見込者への働きかけを積極的に実施し、幼稚園教諭・保育士等の確保に取り組みます。

府、関係機関と連携を図りながら、有資格者の再就職に取り組みます。

(3) 小・中学校の施設・設備の充実

小・中学校の施設・設備の計画的な改修・更新を図るとともに、非構造部材の耐震対策を含めた点検・修繕等の維持管理に努めます。また、必要に応じて施設の新・増築を進めます。

【継続実施項目】

(4) 信頼される幼稚園運営

「幼稚園の保育に関するアンケート調査」を実施することで、より良い保育活動、信頼される幼稚園に向けた運営改善を行います。

(5) 保・幼・小・中一貫教育の推進

就学前から義務教育の全期間を通じた円滑な接続を目指し、きめ細かな学習指導、生徒指導、進路指導を推進し、指導の一貫性及び系統性を図ります。

(6) 多様な主体の参入促進

小規模保育事業、特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、運営を促進します。特定教育・保育施設等については、適切な運営や保育体制となるように、府とも緊密に連携して町の支援・指導体制を強化します。

また、研修の充実や積極的に施設間の情報交換の場を持つことで、町内の教育・保育施設全体の質の向上を図ります。

重点施策2 就学前の教育・保育内容の充実

(1) 認定こども園、幼稚園及び保育所を対象とした研修の充実

就学前の教育・保育内容の充実に向けて、必要な研修を実施します。

(2) 保育実践交流研修の実施

認定こども園、幼稚園及び保育所での日課や教育・保育内容を交流することにより、幼保一体化に向けての課題や方策について考える場とし、互いの良さを活かした教育・保育内容の充実を図ります。

(3) 幼児教育アドバイザーの配置に向けた取組

認定こども園、幼稚園及び保育所を通して幼児教育の更なる質の向上を図るため、各施設等を巡回して助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置に向けて検討を進め、本町に適した対応が取れるよう関係機関と連携して推進します。

(4) 職場体験・異年齢交流の推進

認定こども園、幼稚園及び保育所において、中学校や高校の職場体験の受入れ及び小学校との異年齢交流の推進を図ります。

(5) 認定こども園、幼稚園及び保育所の園庭開放

未就園の子どもとその保護者を対象に、認定こども園、幼稚園及び保育所の園庭を開放することで、親子で自由に遊べる場所を提供します。

【継続実施項目】

(6) 幼児教育推進体制の充実

幼稚園及び保育所において、外国人講師による外国語活動及び英語科の指導を実施するとともに、自然環境の中での遊びや諸活動を通して健やかな体の育成に努め、小学校での体育につながる運動遊び等の充実を図ります。

重点施策3 放課後の居場所の充実

【継続実施項目】

(1) 子どもの居場所づくり

公園・学校施設・公共施設などの既存資源を有効活用し、放課後や休日に過ごす場の充実に努めるとともに、地域のニーズを考慮し、公園の施設・機能の充実を図ります。

また、子どもの居場所づくりの一環として、子ども食堂の開設や運営を支援します。

(2) 学童保育室の充実

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。

2 全ての子どもが健やかに育つための切れ目のない支援

重点施策1 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

重点施策2 子どもと家族の健康な生活の支援

重点施策3 健康な心身を育てる食育の推進

重点施策4 子どもの健全育成

重点施策5 親育ちを支援するサービスの充実

重点施策1 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

(1) 子育て世代包括支援センターの設置

妊娠期から子育て期にわたり、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、保健・医療・福祉・教育などの関係機関による切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センターを設置します。

(2) 関係機関との連携強化

妊娠期から子育て期にわたり、関係機関による切れ目のない支援を行うため、医療機関等の関係機関との連携を強化します。

【継続実施項目】

(3) 母子健康手帳の交付

妊娠届出時に保健師等が母子健康手帳の交付を行うとともに、妊娠期の相談に対応します。また、両親教室（パパママクラス）や産前・産後ヘルパー派遣事業をはじめとする母子保健事業の案内等、必要な情報提供を行います。

(4) 妊婦健康診査の推進

安全・安心な妊娠と出産を支援するため、妊婦の健康管理に努めるとともに、妊婦健康診査の費用を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

(5) 産前・産後ヘルパー派遣事業の実施

出産前後の体調不良等で家事や育児を行うことが難しく、親族からの支援が受けられない方に対してホームヘルパーを派遣します。

(6) 両親教室（パパママクラス）の充実

妊婦とその家族が安心して赤ちゃんを迎えられるよう、また、将来育児について相談しあえる友だちづくりのきっかけとなるよう、講座を開催します。

重点施策2 子どもと家族の健康な生活の支援

(1) 望まない受動喫煙の防止の推進

改正健康増進法や大阪府子どもの受動喫煙防止条例に基づき、望まない受動喫煙防止に向けた周知・啓発等に取り組みます。

【継続実施項目】

(2) こんにちは赤ちゃん訪問事業の推進

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭に看護師、保健師、助産師が訪問し、育児への助言や子育て支援に関する情報提供等を行い、不安の軽減を図ります。また、育児支援の必要なケースを早期発見し、適切な子育て支援サービスにつなげます。

(3) 乳幼児健康診査の実施

乳幼児の健康の保持・増進を図るため、乳児一般、4か月児、乳児後期、1歳6か月児、3歳6か月児健診を実施します。また、保育所や幼稚園に通う未受診児については、関係機関との連携を図ることで、乳幼児及び家族の状況を把握し、適宜電話・訪問等で受診勧奨を行います。

経過観察が必要とされた乳幼児に対しては、小児科医による経過観察健診や発達相談員による発達検査、保健師等による継続的な育児相談を実施し、適切な支援に努めます。

(4) 予防接種事業の推進

感染症の発生及びまん延を予防するため、予防接種法に基づく各種予防接種の接種率向上を図るとともに、風しん予防接種費用助成事業等を実施し、風しんの感染拡大の防止に努めます。

(5) 子どもの事故防止に向けた啓発や情報提供

子どもの事故防止のため、母子健康手帳や予防接種手帳の交付時、乳幼児健診時等の様々な機会を通して啓発用パンフレットを配布し、情報提供を行います。

また、両親教室（パパママクラス）で健康教育を実施し、乳幼児の事故防止の啓発に努めます。

(6) 歯科保健事業の推進

妊産婦や1歳6か月児、3歳6か月児を対象とした歯科健康診査や妊産婦及び乳幼児を対象とした歯科相談等を実施し、歯・口腔の健康づくりを推進します。

(7) かかりつけ医・歯科医の推進

かかりつけ医・歯科医の必要性などを啓発することで、かかりつけ医・歯科医を持つことを推進します。

(8) 小児救急医療体制の充実

高槻島本夜間休日応急診療所の周知を行うとともに、引き続き関係各市等と連携して広域で運営する等、小児救急医療体制の充実を図ります。

重点施策3 健康な心身を育てる食育の推進

【継続実施項目】

(1) 育児・離乳食相談事業の充実

乳幼児の食事について、栄養面や調理法などの様々な保護者の疑問に答えられるよう、管理栄養士や保健師、保育士等が連携し、引き続き電話・面接・訪問等による相談事業を実施し、多様な保護者のニーズに対応できるように努めます。

(2) 認定こども園、幼稚園及び保育所での食育の推進

集団給食のあり方について、毎月献立会議を開催し、乳幼児の栄養や嗜好を勘案したメニュー作りを推進します。

また、各園で野菜等の栽培を通して、食べることの大切さや集団での食事の楽しさを学ぶクッキング保育を継続して実施します。

(3) 小・中学校における食育の推進

各小・中学校において、学校保健計画、食に関する指導の全体計画に基づいて、教科横断的な視点での健康教育を推進します。

重点施策4 子どもの健全育成

【継続実施項目】

(1) 喫煙・薬物等への啓発活動の推進

喫煙、飲酒、薬物等の害について、学校や関係団体において講話により啓発していきます。

また、児童・生徒だけではなく、保護者に対しても、喫煙、飲酒、薬物等の適切な防止策を周知します。

(2) 思春期健康教育の充実

教育研究会の部会において思春期における健康教育に取り組みます。

また、児童・生徒の発達段階を踏まえつつ、思春期の心と体について、集団指導や個別指導を効果的に組み合わせ、健康教育を推進します。

(3) 思春期保健等相談体制の充実

各小・中学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置し、思春期の子どもや保護者に対する相談支援を行います。

(4) 不登校児童生徒支援の充実

各小・中学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置し、不登校の未然防止・早期発見・早期対応を図ります。

また、担当職員の情報交流が、各校の指導・支援に活かされるよう、報告や研修機会の充実を図ります。

(5) 不登校児童生徒や様々な問題行動への対応

児童・生徒の様々な問題行動や不登校児童生徒への対応に当たっては、学校におけるカウンセリング機能の充実を図ることが重要であるため、児童・生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを学校に派遣し、教員の資質向上と児童・生徒の諸課題の解決を図ります。

また、ICTを活用した学習支援について、家庭での展開を更に進めてまいります。

(6) 非行防止活動の展開

青少年指導員協議会及び青少年問題協議会の開催により、問題対応への協議と関係機関の連携を推進するとともに、町内の各種団体や地区少年補導員、少年補導員との連携を図り、非行防止のための取組を推進します。

重点施策5 親育ちを支援するサービスの充実

【継続実施項目】

(1) 両親教室（パパママクラス）の充実【再掲】

妊婦とその家族が安心して赤ちゃんを迎えられるよう、また、将来育児について相談しあえる友だちづくりのきっかけとなるよう、講座を開催します。

(2) 出合いの絵本事業の推進

4か月児、1歳6か月児、3歳6か月児の健康診査時に絵本の読み聞かせを行うとともに、こんにちは赤ちゃん訪問事業、1歳6か月児、3歳6か月児健康診査時に絵本を1冊プレゼントすることで、健やかな親子関係の構築と豊かな心を育みます。

(3) 家庭教育に関する学習機会の提供

子育て講座において、家庭で保護者が児童とともに遊び、学ぶことができる機会及び技術を提供します。また、テーマについても、保護者が希望するテーマを選定するよう、内容の充実に努めます。

3 生きる力を育む、教育環境づくり

重点施策1 確かな学力向上等に向けた取組

重点施策2 豊かな心の育成に向けた取組

重点施策3 健やかな体の育成に向けた取組

重点施策1 確かな学力向上等に向けた取組

【継続実施項目】

(1) 各学校における教育計画の策定

学校教育自己診断の実施や全国学力・学習状況調査等を活用し、各学校の実態を分析し、具体的な教育目標を設定、取組の検証と課題改善に向けた方策を設定します。また、指導と評価を一体的に行い、目標に準拠した評価を適切に行います。

(2) 一人ひとりの特性に応じた指導の推進

各校において少人数指導や習熟度別指導を推進、検証し、学力に課題のある児童・生徒に対して指導方法の工夫改善に努め、児童・生徒一人ひとりの特性に応じた「個に応じた指導」を推進します。

(3) 子ども読書活動の推進

家庭、地域、学校、図書館等において、子どもたちの読書活動を総合的に推進し、子どもたちが読書に興味・関心をもち、自主的に本を読む習慣を形成することにより、豊かな知性と人間性のある子どもの育成を目指します。

(4) 英語教育の推進

教育研究会の部会において、外国語活動及び英語科の指導の研究を進め、ALT（外国語指導助手）等の英語指導者を配置し、英語を用いたコミュニケーション活動を行い、小・中学校間で連続性のある英語教育の推進を図ります。

(5) 総合的な力を育む指導力の向上

児童・生徒に知識や技能に加え、学ぶ意欲や問題解決能力、表現力、思考力等を身につけさせることができるよう、教職員の研修を実施します。

重点施策2 豊かな心の育成に向けた取組

(1) 体験学習の機会拡大

町内・近隣市町の事業所の協力のもと、中学生を対象に職場体験学習を実施し、社会に対する見識を広げる取組を推進します。

【継続実施項目】

(2) 道徳教育の推進

よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、学校と地域、家庭が連携・協働しながら、子どもの道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育みます。

また、道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性を養うことを目指した教育の充実に努めます。

(3) 課題のある児童・生徒に対する支援体制の充実

課題のある児童・生徒に対し、適切な働きかけができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置・活用を推進します。

また、いじめ・暴力行為等の問題行動に対しては、未然防止に努めるとともに、早期発見・早期対応を図り、関係機関との連携を強化します。

(4) 人権教育の推進

児童・生徒に対し、正しく人権教育を指導できるよう、教職員の資質向上に向けて研修を実施し、指導方法の工夫・改善に努めます。

重点施策3 健やかな体の育成に向けた取組

【継続実施項目】

(1) 健康教育の充実

就学前から義務教育の全期間を通じて子どもの成長段階に合わせた体づくり、基礎体力の向上に向けた教育を行います。

(2) 新体力テストの実施と健やかな体の育成

小・中学校における体力テストを継続して実施し、児童・生徒それぞれの課題の把握と、体育授業を中心に課題解決となる運動を行います。

(3) 3朝運動（「あいさつ」「朝ごはん」「朝読書」）の推進

児童・生徒の基本的な生活習慣の確立に向けて、「あいさつ」「朝ごはん」「朝読書」の啓発を行うとともに、家庭との連携に努めます。

(4) 部活動における外部指導者の活用

部活動において、国が策定した「部活動の在り方に関する方針（部活動ガイドライン）」を遵守しつつ、外部指導者等地域の協力を得ながら活動を充実します。

4 みんなで子育てを見守り、支え合う地域社会の構築

重点施策1 子育て支援ネットワークの推進と子育ての仲間づくりの場の提供

重点施策2 地域の子育て力の向上

重点施策3 ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実

重点施策4 多様な保育ニーズに対応したサービスの提供

重点施策1 子育て支援ネットワークの推進と子育ての仲間づくりの場の提供

【継続実施項目】

(1) 子育てに関する情報提供の充実

子育て相談窓口にてパンフレットやチラシ、「子育て支援事業のご案内」（保育所をはじめ、町内の関係機関が行う支援事業年間日程等）を配置して、子育てに関する情報提供に努めます。

併せて、町ホームページやSNS等、インターネット媒体や各種紙媒体を活用して利用者にとって利用しやすい情報提供を充実させます。

また、「しまもとタウンメール」を活用して、イベント情報や防犯・防災に関する情報が迅速に発信できるよう、関係機関と連携を強化します。

(2) つどいの広場事業の推進

常設の広場において、子育て家庭の親とその乳幼児が気軽に集い、ふれあいながら相互に交流を図る場を提供します。また、利用者の増加を目指し、つどいの広場の周知及び施設への指導を行います。

(3) 子育て支援活動団体等への支援の充実

子育てを支援する子育てサークルやボランティア等の活動団体の状況を把握するとともに、各々が持つ情報を共有し、町内の子育て環境の向上や人材の育成に生かしていけるネットワークづくりを推進します。

(4) 関係機関及び関連事業の連携強化

子育て支援事業や障害のある子どもへの対応に係る事業、子育て支援相談機関連絡会や子育て支援実務担当会議等、子育てに係る事業や組織の連携を深めることで、制度の改善や財政措置の充実等に迅速に対応できる体制を確保します。

重点施策2 地域の子育て力の向上

【継続実施項目】

(1) 公共施設の活用

ふれあいセンターや図書館等における子どもを対象とした活動内容の充実を図るとともに、公共施設の子どもに対する安全な居場所としての活用を検討します。

(2) いきいき・ふれあい教育事業の推進

いきいき・ふれあい教育事業を通して、家庭・地域・学校の地域教育コミュニティの活性化に資する事業の展開及び支援を行います。

(3) 青少年人権教育事業及び青少年健全育成大会の推進

青少年人権教育事業や青少年健全育成大会を通して、豊かな経験、様々な感情を体験する中で、あらゆる人の気持ちを理解することができる人間に育つための機会を提供します。

(4) 総合型地域スポーツクラブへの支援

総合型地域スポーツクラブが行う各種スポーツ教室やイベント等の開催を支援します。

重点施策3 ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実

(1) 育児休業や子どもの看護休暇等各種制度の啓発

庁内各課の窓口にチラシやポスター等を設置し、啓発活動を行います。

【継続実施項目】

(2) 男女共同参画の推進

「しまもとスマイルプラン」に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

(3) 男女共同参画による子育てを可能とする職場づくりのための啓発

茨木公共職業安定所や企業内人権啓発推進連絡会との連携により、町内企業を対象に、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進に関する啓発を行い、男女共同参画の視点による、子育てを可能とする職場づくりのための啓発を行います。

(4) 就労支援の実施

関連機関や団体等と連携し、就労に関する情報提供や講座の開催、就労支援に関する相談を通して、再就職を含めた就労に関する支援を行います。

重点施策4 多様な保育ニーズに対応したサービスの提供

【継続実施項目】

(1) 延長保育事業の推進

認定こども園、保育所において、延長保育等の特別保育を実施することで、多様な保育ニーズに対応したサービスの提供に努めます。

(2) 預かり保育事業の推進

幼稚園で教育時間終了後や長期休業中に保育を実施し、働きながら幼稚園に通わせたいというニーズに対応します。

(3) 一時預かり事業の推進

保護者の急な用事や短期のパートタイム等、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもを、私立保育園その他の場所において一時的に預かる一時預かり事業について、今後も推進します。

(4) 病児・病後児保育への対応

「島本町病児・病後児保育利用料助成金」の活用を促し、病児・病後児の保育を支援します。また、本町内での病児・病後児保育の実施についての方法を検討します。

(5) ファミリー・サポート・センター事業の推進

地域における子育てと就労支援を行うために、支援を受けたい依頼会員と支援を提供したい提供会員が、会員組織を構成し、援助活動を展開します。

また、子育て家庭以外にもファミリー・サポート・センターの周知を図り、提供会員の確保に努めます。

5 安全で安心して子育てができる環境の整備

重点施策1 安全・安心な子どもの生活環境の整備

重点施策2 子どもの交通安全の確保

重点施策3 子どもを取り巻く有害環境対策

重点施策1 安全・安心な子どもの生活環境の整備

(1) 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育の推進

いのちや暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいか具体的かつ実践的な方法を学ぶとともに、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育を推進します。

また、相談窓口を掲載した資料を児童・生徒に配布し、SOSを出すための相談先の周知・啓発を図ります。

【継続実施項目】

(2) 防犯活動の推進

防犯委員会や防犯協議会、警察、保護者、安全ボランティア等との連携により、防犯活動の充実に努めます。

(3) 認定こども園、幼稚園及び保育所や学校における「危機管理マニュアル」の点検と充実

教育委員会や消防署、関係機関の協力のもと、火災・地震・災害等の防災、不審者対応、救命救急等の各種マニュアルを活用し、日頃から災害発生時に適切な対応ができるよう、訓練を実施します。

(4) 防犯環境の推進

「こども110番の家」運動を推進し、子どもたちの緊急時の避難場所の確保に努めます。

(5) 防犯環境整備の推進

防犯灯、防犯カメラ等の整備及び維持により、良好な夜間環境を構築し、犯罪を未然に防ぐまちづくりを推進します。

(6) 公園等の良好な維持管理

町内の公園について、子どもや子育て家庭を含め、安全に利用できるよう、遊具の点検等の維持管理を行い、安全かつ身近な遊び場の充実に努めます。

(7) バリアフリー化の推進

島本町バリアフリー基本構想に基づき、財政状況を勘案しながら町内の道路や公共施設のバリアフリー化を推進します。

(8) 公共交通機関の推進

福祉ふれあいバスの活用等、町内における交通手段の利便性を確保し、安心して外出することができるよう支援を推進します。

(9) 妊産婦や子どもに優しい環境の醸成

妊産婦や子ども連れの人への理解を深めるため、啓発等により住民一人ひとりの意識やマナーの向上に努めます。

また、公共施設や公共交通機関等において、授乳コーナーやトイレ内のベビーシート・ベビーチェアの設置など、子育て家庭が安心して利用できる環境づくりを推進します。

重点施策2 子どもの交通安全の確保

【継続実施項目】

(1) 交通安全教育の推進

交通事故に遭わないために、児童・生徒自らが交通ルールを理解し、実践できるように交通安全推進協議会や警察等と連携し、保育所や幼稚園、小・中学校において交通安全教室を実施します。

(2) 通行者の安全確保のための歩道整備

通行者が安全かつ快適に移動できるよう、通学路等の点検を行い、交通安全の確保に努めるとともに、必要に応じて、防護柵やカーブミラー等の交通安全施設の整備を進めます。

また、迷惑駐輪や放置自転車の防止に向けた街頭啓発を行うとともに、随時放置自転車を撤去し、放置自転車等の解消を推進します。

(3) 通学路の安全対策の実施

安全ボランティアとして登録した地域住民による見守り体制の充実や警察や関係機関とともに実施する通学路合同点検を通して、子どもたちの安全対策に取り組みます。また、地域住民による日常生活を通じた「ながら見守り」を推進します。

(4) 園外活動の安全対策の実施

認定こども園、幼稚園及び保育所における園外活動について、経路上の危険箇所を把握するとともに関係機関と連携を図り、改善に取り組んでまいります。

重点施策3 子どもを取り巻く有害環境対策

【継続実施項目】

(1) 良好な社会環境の維持・確保

青少年指導員との連携により、町内における有害図書の販売実態調査や啓発活動により、良好な社会環境の維持に努めます。

(2) 情報教育の充実

学校教育を通じて、情報社会に対する正しい認識を醸成し、携帯電話・スマートフォンの利用に関する注意事項やインターネットモラル及びインターネットの危険性についての啓発、情報社会で生き抜く力の育成に努めます。

6 支援が必要な子どもや家庭に優しい環境づくり

- 重点施策1 ひとり親家庭の自立支援
- 重点施策2 子育ての経済的負担の軽減
- 重点施策3 虐待防止等要支援児童対策
- 重点施策4 障害等の社会的な支援を要する子どもと家庭への支援

重点施策1 ひとり親家庭の自立支援

【継続実施項目】

(1) ひとり親家庭の自立支援の充実

「島本町ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、母子・父子家庭の自立促進等の取組を総合的かつ計画的に支援します。

(2) 児童扶養手当

ひとり親家庭や父（母）が重度の障害状態にある家庭の児童を監護している母（父）、又は父母に代わり児童を養育している養育者に対して、児童扶養手当を支給します。

(3) ひとり親家庭等児童福祉金

ひとり親家庭等の児童に対し、生活の安定と児童の福祉を増進することを目的として、ひとり親家庭等児童福祉金を支給します。

(4) ひとり親家庭相談業務の充実

母子・父子自立支援員等がひとり親家庭の相談・支援のほか、離婚前からの相談等に対応し、ひとり親家庭及び寡婦（寡夫）の福祉の増進に努めます。

また、複雑化する課題に対応するため、関係機関との更なる連携強化により、相談家庭の抱える課題、家庭環境を十分に把握し、経済的に自立し安定した生活を送れるよう適切な支援に努めます。

(5) 就労に関する支援の充実

母子・父子自立支援員がハローワークへの同行等により、円滑な就労ができるよう支援します。

また、ハローワーク職員による役場での巡回相談への参加を促すなど、関係機関との連携を強化し、実際の就労に結びつくための支援を行います。

(6) ひとり親家庭の医療費助成

ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、医療を受けやすくするため、医療費の一部を助成します。

(7) 母子生活支援施設入所措置

母子家庭の状況により、必要と判断した場合には、母子生活支援施設への入所措置を行い、生活支援を受けながら、自立促進を図ります。

重点施策2 子育ての経済的負担の軽減

(1) 子どもの貧困対策

子どもの貧困対策について、関係機関の連携を強化し、支援が必要なケースの早期発見に努め、支援を行います。

(2) 主食費補助

認定こども園及び保育所における3歳以上児の主食費について、低所得世帯の負担軽減を図るため、費用の一部を補助します。

(3) 副食費補足給付

新制度未移行幼稚園における副食費について、低所得世帯の負担軽減を図るため、国の示す基準に基づき、費用の一部を補助します。

【継続実施項目】

(4) 児童手当

児童を養育する家庭の児童福祉の増進を図るために、中学校卒業までの児童がいる家庭に対して児童手当を支給します。

(5) 医療費助成

中学校卒業までの医療費の自己負担分の全部又は一部を助成します（令和2年1月から実施。これまでは、入院が中学生まで、通院が小学生まで助成対象）。

(6) 子育て家庭への公営住宅の供給

公営住宅の募集において、ひとり親家庭、就学前児童のいる世帯等に対し、裁量世帯として取り扱い、入居収入基準を緩和し、公営住宅への入居を支援します。

(7) 就学援助

経済的理由によって就学困難と認められる町立小・中学校の児童・生徒の保護者に対し、学用品費や給食費などの援助を行います。

重点施策3 虐待防止等要支援児童対策

(1) 子ども家庭総合支援拠点の設置

全ての子どもとその家庭の相談に専門性を持って対応できるよう、子ども家庭総合支援拠点の設置を検討します。

【継続実施項目】

(2) 要保護児童対策地域協議会の運営

要保護児童対策地域協議会において、関係機関の連携を深め、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童や支援の必要な児童等の早期発見や適切な支援を行います。

(3) 児童虐待防止に関する啓発の推進

児童虐待の未然防止、早期発見、早期支援に取り組み、適切な支援が図ることができるよう、児童虐待の相談窓口を広く周知するなど、虐待防止に係る啓発活動を実施します。

(4) 児童相談の充実

育児やしつけ、児童虐待等子どもに関する様々な相談に迅速に対応し、相談しやすい環境を整備するため、家庭や児童に係る相談に応じる体制を充実します。

(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の実施

短期入所生活援助（ショートステイ）では、保護者の病気等の理由により、子どもを家庭で養育できないとき、児童養護施設等で子どもを預かり養育します。

夜間養護（トワイライトステイ）では、保護者が一時的に養育困難となった場合で、町が必要と認めたとき、平日の夜間や休日に町の指定する施設で一時的に子どもを預かり養育します。

(6) 児童虐待の早期発見・早期対応のための学校との連携強化

教職員一人ひとりが平素から学校の教育活動や家庭訪問等を通じ、児童・生徒や家庭への関わりを深め、早期発見・早期対応に努めます。

(7) 養育支援訪問事業の推進

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは不適切な養育状況にある保護者、又は出産後の養育について、支援が必要と認められる妊婦に対し、家庭児童相談員や保健師が訪問し、養育に関する相談、指導、助言等支援を行います。

定期的に家庭児童相談員や保健師間での協議やケース検討等を行い、必要な時期に適切な支援ができるよう取り組みます。

重点施策 4 障害等の社会的な支援を要する子どもと家庭への支援

(1) 幼稚園教諭、保育士等に対する支援保育（支援教育）研修の充実

幼稚園教諭、保育士等に対する支援保育（支援教育）研修の充実を図ります。

(2) 認定こども園、幼稚園及び保育所での外国籍児童生徒等への支援の充実

外国籍児童生徒や日本語指導を必要とする児童・生徒のニーズに対応できる支援の充実を図ります。

【継続実施項目】

(3) 障害者計画及び障害福祉計画（障害児福祉計画）の推進

「島本町障害者計画」及び「障害福祉計画（障害児福祉計画）」に基づき、障害のある子どもへの支援の充実や障害のある子どもを取り巻く環境の改善に向けた取組を、総合的かつ計画的に推進します。

(4) 学童保育室における障害のある児童の受入体制の充実

学童保育室での障害のある児童に対応ができるよう、支援員等への研修を実施するほか、各種専門職員がフォローできる体制を整えます。

(5) 障害のある子どもへの各種手当の支給

20歳未満の精神又は身体に重度の障害を有し日常生活において常時の介護を必要とする子どもや、20歳未満の精神又は身体に中程度以上の障害のある子どもについて、家庭で監護・養育している父母等に手当を支給します。

(6) 相談・療育支援体制の充実

発達に課題のある児童や障害のある児童に対し、発達相談、作業療法士や言語聴覚士による相談、幼児教室、ポニーの教室等の早期療育支援事業を実施します。

また、各関係機関が連携を図りながら障害の程度や種別にかかわらず個々のニーズに対応できる専門的かつ総合的な相談支援を行います。

(7) 障害児福祉サービスの推進

障害のある子どもの生活能力向上のための訓練や日中における活動の場を提供することで、障害のある子どもの自立を促進するとともに、放課後の居場所の提供や家族の就労支援及び一時的な休息を図るための支援を行います。

また、保育所を利用中の障害のある児童や保育所の職員に対し、集団生活に適應するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。

(8) 認定こども園、幼稚園及び保育所での支援保育（支援教育）

認定こども園、幼稚園及び保育所において、支援保育（支援教育）を実施し、支援を必要とする児童に対する適切な支援を充実させる保育体制の強化を図り、インクルーシブ教育・保育の充実を促進します。

第6章 計画の推進に向けて

1 子ども・子育て支援の推進に向けた考え方

本計画の推進に当たっては、地域内でのきめ細かな取組が必要とされ、そのためにも、本計画を町民へ広く周知するとともに、各年度において計画の実施状況を把握し、その結果をその後の取組の改善や充実に反映します。

2 推進体制の充実

(1) 推進体制

本計画の推進に当たっては、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、認定こども園、幼稚園、保育所、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協議により取り組みます。

(2) 情報提供・周知

本町ではこれまで、子育て支援に関する情報及び利用方法等を広報しまもとや本町のホームページを活用して公開し、必要に応じて説明会を実施するなど、町民に対する広報・周知の充実に努めてきました。

今後も、本計画の推進状況や町内の多様な施設・サービス等の情報を、広報しまもとや本町のホームページ、パンフレット等の作成・配布等を通じて、町民への周知・啓発に努めます。

(3) 広域調整や府との連携

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営には、子どもや保護者のニーズに応じて、認定こども園、幼稚園、保育園等の施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給される必要があります。その中で、保育の広域利用、障害のある子どもへの対応等、町の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町や府と連携・調整を図り、今後も全ての子育て家庭が安心して子育てすることができる環境を整備します。

3 計画の点検と評価

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるよう、管理するとともに、計画の進捗状況について、需要と供給のバランスが取れているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行い、その結果については、町ホームページ等を通じて公表します。

資料編

1 計画の策定経過

会議名称	開催年月日	協議内容
平成 30 年度第 1 回 島本町子ども・子育て会議	平成 30 年 8 月 28 日（火）	<ol style="list-style-type: none"> 1 民間認定こども園の応募要項について 2 市町村子ども・子育て支援事業計画作成に係る利用希望把握調査等について
平成 30 年度第 2 回 島本町子ども・子育て会議	平成 30 年 11 月 28 日（水）	<ol style="list-style-type: none"> 1 島本町子ども・子育て支援事業計画第 3 年次（平成 29 年度）進捗状況調査について 2 島本町子ども・子育て支援事業計画作成に係る利用希望把握調査（ニーズ調査）について 3 保育基盤整備加速化方針について 4 小規模保育事業施設を整備・運営する事業者の募集について
平成 30 年度第 3 回 島本町子ども・子育て会議	平成 31 年 2 月 12 日（火）	<ol style="list-style-type: none"> 1 幼保連携型認定こども園の整備・運営事業者募集要項（再公募）について
平成 31 年度第 1 回 島本町子ども・子育て会議	平成 31 年 4 月 24 日（水）	<ol style="list-style-type: none"> 1 島本町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査報告書について 2 小規模保育事業の認可にあたっての意見聴取について
令和元年度第 2 回 島本町子ども・子育て会議	令和元年 8 月 20 日（火）	<ol style="list-style-type: none"> 1 第二期島本町子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について 2 民間保育園の認可にあたっての意見聴取について 3 島本町子ども・子育て支援事業計画第 4 年次（平成 30 年度）進捗状況調査について 4 幼児教育・保育無償化について
令和元年度第 3 回 島本町子ども・子育て会議	令和元年 11 月 20 日（水）	<ol style="list-style-type: none"> 1 第二期島本町子ども・子育て支援事業計画（第 4 章～）について 2 第二期島本町子ども・子育て支援事業計画に係るパブリックコメントについて 3 島本町保育基盤整備加速化方針の進捗状況について
令和元年度第 4 回 島本町子ども・子育て会議	令和 2 年 2 月 21 日（金）	<ol style="list-style-type: none"> 1 第二期島本町子ども・子育て支援事業計画に係るパブリックコメント実施結果について 2 第二期島本町子ども・子育て支援事業計画（最終案）について

2 島本町執行機関の附属機関に関する条例（抜粋）

執行機関	附属機関	担任する事務	委員の定数	委員の構成
町長及び教育委員会	島本町子ども・子育て会議	<p>次に掲げる事項について調査審議し、町長又は教育委員会に意見を具申する。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項各号に掲げる事務に関する事項</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 15 第 4 項の規定によりその権限に属させられた事項</p> <p>(3) 大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成 12 年大阪府条例第 8 号）第 2 条第 2 項の規定により町が処理することとされた事務に付随して、児童福祉法第 35 条第 6 項、第 46 条第 4 項及び第 59 条第 5 項の規定によりその権限に属させられた事項</p> <p>(4) 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年島本町条例第 24 号）第 4 条第 1 項の規定によりその権限に属させられた事項</p> <p>(5) 島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年島本町条例第 25 号）第 4 条第 1 項の規定によりその権限に属させられた事項</p>	10 人以内	<p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 子どもの保護者</p> <p>(3) 事業主を代表する者</p> <p>(4) 労働者を代表する者</p> <p>(5) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者</p>

3 島本町子ども・子育て会議規則

平成 26 年 3 月 31 日
／規則／教育委員会規則／第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、島本町執行機関の附属機関に関する条例（平成 24 年島本町条例第 21 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、島本町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 子ども・子育て会議の委員（以下「委員」という。）の定数及び構成は、条例別表に掲げるとおりとし、構成する委員の具体的な人数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 学識経験を有する者 3 人以内
- (2) 子どもの保護者 2 人以内
- (3) 事業主を代表する者 1 人
- (4) 労働者を代表する者 1 人
- (5) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 3 人以内

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長の任期は、委員の任期による。
- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 6 条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に対して会議への出席、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(部会)

第 7 条 子ども・子育て会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、教育委員会事務局教育こども部子育て支援課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則（以下「新規則」という。）は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 新規則の施行の際現に島本町子ども・子育て会議規則（平成25年島本町規則第18号。以下「旧規則」という。）の規定により委嘱されている子ども・子育て会議の委員（以下「旧委員」という。）である者は、新規則の施行の日（以下「施行日」という。）に新規則の規定により子ども・子育て会議の委員として委嘱されたものみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新規則第3条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 新規則の施行の際現に旧規則第4条第1項の規定により選任されている子ども・子育て会議の会長である者は、施行日に新規則第4条第1項の規定により子ども・子育て会議の会長として選任されたものとみなす。

附 則（平成29年8月23日／規則／教委規則／第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

4 島本町子ども・子育て会議委員名簿

(任期：平成31年4月1日～令和3年3月31日)

	氏名	区分	役職等
会長	石田貴子	学識経験を有する者	大阪成蹊大学 教育学部教育学科 准教授
委員	浦田雅夫		京都造形芸術大学 芸術学部こども芸術学科 教授
委員	中野寿子		島本町民生委員児童委員 協議会（主任児童委員）
委員	柳 珠 希	子どもの保護者	公募
委員	吉崎利恵		
副会長	小山 登	事業主を代表する者	島本町商工会 会長
委員	濱 由 紀	労働者を代表する者	連合島本地区連絡会 (島本町教職員組合副委員長)
委員	大森弘子	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する 者	学校法人 山崎学園 山崎幼稚園 園長
委員	中西禎一		社会福祉法人 博乃会 高浜学園 園長
委員	横井正子 永井由美子(※)		島本町社会福祉協議会 副会長

※横井氏の後任として令和2年2月14日から就任

(敬称略)

5 島本町子ども・子育て支援事業計画調整会議設置要綱

(平成25年9月1日)

(設置)

第1条 我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とした子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画(以下「計画」という。)の策定及び推進のため、庁内関係部局の職員による島本町子ども・子育て支援事業計画調整会議(以下「調整会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 調整会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 島本町次世代育成支援対策行動計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 調整会議は、別表に掲げる職員をもって構成する。

- 2 議長は子育て支援課長を、副議長は議長が別表に掲げる職員のうちから指名する者をもって充てる。
- 3 議長は、会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 調整会議の会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、別表に掲げる職員以外の職員を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第5条 調整会議には、必要に応じて専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会は、職員のうちから議長が指名する者をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、前項の者のうちから議長が指名する。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、部会における審議の状況及び結果を議長に報告する。

(庶務)

第6条 調整会議及び部会の庶務は、教育こども部子育て支援課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

別表（第3条関係）

所属部	職名
総合政策部	人権文化センター所長 政策企画課長 人事課長 コミュニティ推進課長
総務部	危機管理室長
健康福祉部	福祉推進課長 いきいき健康課長
都市創造部	都市計画課長 都市整備課長 にぎわい創造課長 環境課長
教育子ども部	教育総務課長 教育推進課長 子育て支援課長 第二保育所長 第四保育所長 第一幼稚園長 生涯学習課長

6 用語集

【あ行】

預かり保育（幼稚園の預かり保育）

幼稚園の教育課程時間の前後等に、地域の実態や保護者の就労等の理由により長時間の保育が必要な園児を対象に保育を行うこと。

育児休業制度

労働者が育児のために退職することなく、一定期間休業することができる制度。「育児・介護休業法」では、満1歳に満たない子を養育する労働者が、事業主に申し出ることによって育児休業をとることができる。

一時預かり（一時保育）

保護者の病気時の対応や育児疲れ解消等を目的に、一時的に認可保育所等で保育を行うこと。

インクルーシブ教育

人間の多様性を尊重し、障害のある者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させることで、誰もが社会に効果的に参加できる社会を構築する目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶことができる仕組み。

延長保育

保育所において 11 時間又は 8 時間の保育利用可能時間の前後に更に預かり時間を延長して、子どもの預かりを行うこと。（延長保育料が必要）

園庭開放

保育所及び幼稚園の園庭を地域に開放し、子育て中の親や子どもの遊び場を提供するほか、子育てに関する相談等に応じる事業。

【か行】

家庭的保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育の居宅又はその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。

休日保育

保育所を利用している家庭の保護者が、休日（日曜・祝日）に出勤することにより、保育が困難となるときの預かり保育。

居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。

コーホート要因法

各年齢（又は各年齢区分）について、「自然増減」（出生と死亡）及び「純移動」（転出入）という二つの人口変動要因それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法。

子育て支援センター

育児不安等についての相談・指導、子育てサークル等の育成・支援、子育て支援に関する情報の提供等を実施し、子育てを支援する拠点。

子育て支援相談機関連絡会

子育て支援に関わる各関係機関が連携・交流することにより、子育て支援の充実を図ることを目的として、平成 11 年に設置された組織。毎年子育てフォーラムを開催し、育児支援に関する講演や相談を実施している。構成機関は健康福祉部、教育委員会、大阪府吹田子ども家庭センター、大阪府茨木保健所、社会福祉法人大阪水上隣保館 山崎保育園・遙学園、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等。

こども 110 番の家

地域住民・企業、行政機関の自主的な協力の下、「こども 110 番の家」の旗を掲げ、トラブルに巻き込まれそうになった子どもが助けを求め、駆け込んできたときに、保護し、警察や学校に報告する民家や商店。

子ども・子育て関連3法

子ども・子育て支援新制度の根幹となる平成 24 年 8 月に成立した以下の 3 法をいう。

- ①子ども・子育て支援法
- ②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部改正）
- ③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

子ども・子育て支援事業計画

令和 2 年度から 5 年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成する。

【さ行】

次世代育成支援対策推進法

今後の少子化対策として子育て家庭への社会的支援を進めようと、子育て環境の整備、仕事と子育ての両立のための取組等について、具体的な目標が設定されており、各自治体に平成 17 年度からの行動計画を策定するよう規定している法律。

施設型給付

平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て関連 3 法に基づく制度の一つで、保育所・幼稚園・認定こども園に対する共通の給付。

児童の権利に関する条約

世界の多くの児童（児童については 18 歳未満の全ての者と定義）が、今日なお、飢え、貧困等の困難な状況に置かれている現状を鑑み、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指した条約。「生きる権利」、「守られる権利」、「育つ権利」、「参加する権利」を 4 つの柱とする。

児童養護施設

児童福祉法第 41 条に規定される保護者のない児童、虐待されている児童等、環境上養護を要する児童を養護し、その自立のための援助を行うことを目的とする施設。

小規模保育事業

原則 0～2 歳の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 6 人以上 19 人以下で保育を行う事業。

ショートステイ（短期入所生活援助）

保護者が社会的な事由により、一時的に家庭において養育できない児童及び配偶者からの暴力等により、緊急一時的な保護が必要な親子等を、原則として 1 週間の範囲内において、児童福祉施設等に入所させて養育する事業。

スクールカウンセラー

学校において、子どもの生活上での問題や悩みごとについて相談を受けたり、助言したりする臨床心理の専門職。

スクールソーシャルワーカー

学校において、子どもの問題を取り巻く環境要因を調整したり、介入したりして支援を行う社会福祉の専門職。

総合型地域スポーツクラブ

地域住民の主体的な運営により、子どもから高齢者までが多種目のスポーツに参加できるクラブ。島本町では平成 19 年に「しまもとバンブークラブ」が設立され、スポーツだけでなく文化活動を含めた様々な活動を展開している。

【た行】

地域型保育事業

施設（原則 20 人以上）より少人数の単位で 0～2 歳の子どもを預かる事業。小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業のことをいう。

つどいの広場

0～3 歳児の子どもと保護者を対象に、子どもの遊び場、保護者同士の交流の場を提供し、子育て不安の軽減や仲間づくり等の支援を行う事業。本町では平成 20 年度からつどいの広場「ぱんだのいえ」を開設。

出会いの絵本事業

子どもが絵本と出会い、親子の関係の中で豊かな心を育むように、乳幼児健診（4 か月、1 歳 6 か月、3 歳 6 か月）時に絵本の読み聞かせを行い、こんにちは赤ちゃん訪問、1 歳 6 か月児、3 歳 6 か月児健康診査時に絵本のプレゼント等を行っている。

トワイライトステイ（夜間養護）

保護者が仕事等によって平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童に対し、児童養護施設において、生活指導や食事の提供等を行う事業。

【な行】

なかよしランド

0～3 歳児の子どもと保護者を対象に、年齢・月齢のグループ別に、子どもの遊び場、保護者同士の交流の場を提供し、子育て不安の軽減や仲間づくり等の支援を行う事業。

乳幼児健診（乳幼児健康診査）

乳幼児の健康の保持増進を図るため実施している健康診査。本町では集団健診（4 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳 6 か月児を対象）及び個別健診（1 か月児、9～11 か月児を対象）を実施している。

【は行】

バリアフリー（バリアフリー化）

社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

病児・病後児保育

児童が病中又は病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行う事業。

ファミリー・サポート・センター

子育ての援助を受けたい人と行いたい人が登録し、相互援助活動を行う会員組織。保育施設・学校等への送迎、保育施設・学校等終了後の一時預かり及び保護者の用事等での外出時の一時預かり等、子育てについての助け合いのコーディネートを行う。

母子生活支援施設

母子を入所させて保護するとともに、自立した生活を促進するため、個々の状況に応じ、就労や家庭生活、児童の教育に関する相談及び助言等の支援を行う施設。

【や行】

要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた児童等に対する支援体制を強化するため平成18年11月に設置された組織。福祉・教育・保健・医療・警察等の関係機関が連携を図り、児童虐待対応において適切な支援を図るために必要な情報交換を行うとともに、支援内容について協議する。

【ら行】

両親教室（パパママクラス）

妊娠中の方及びその家族が妊娠・出産・育児について必要な知識等を得たり、仲間づくりできる教室（講座）。

利用者支援事業

保育所等地域子育て支援拠点や行政窓口等で、子育て家庭を対象にそのニーズに合わせて、幼稚園や保育所等の施設や地域の子育て支援事業等から必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や援助を行う事業。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、それが実現した社会は、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会と定義される。

第二期島本町子ども・子育て支援事業計画

令和2(2020)年3月

発行：島本町教育委員会事務局教育こども部子育て支援課

〒618-8570 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号

電話：075-961-5151（代表） ファックス：075-962-0611